

甲府市公報

第1496号

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目

〔規則〕

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
甲府市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	5
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	6

〔告示〕

公印新調告示	7
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示	9
甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を指定する旨の告示	10
予防接種実施公告	11
包括外部監査契約の締結告示	14
入札告示	15
一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示	18

次

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示（15件）	19
入札告示（2件）	34
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（4件）	40
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	44
介護保険被保険者証無効告示	46
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	47
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	48
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	50
入札告示	52
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示（2件）	55
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止告示（2件）	57
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	59
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	60
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	61

開発行為に関する工事の完了公告	63	の告示	128
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	64	介護保険被保険者証無効告示	129
開発行為に関する工事の完了公告	66	指定障害福祉サービス事業者の指定公示	130
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	67	指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	131
開発行為に関する工事の完了公告	68	[教育委員会]	
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	69	甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）及び甲府市スポーツ広場（青葉・東下条）に係る施設の使用料徴収事務の委託告示	132
甲府市職員採用試験実施公告（4件）	73	甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料徴収事務の委託告示	133
配当計算書・充当通知書公示送達	77	入札告示（2件）	134
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（3件）	78	[監査委員]	
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	81	包括外部監査人の監査事務を補助させることができる旨の告示	140
差押解除通知書公示送達（2件）	85	[農業委員会]	
配当計算書・充当通知書公示送達	87	甲府市農業委員会4月定例総会招集公告	141
生活保護法等指定医療機関廃止公示	88	[上下水道局]	
生活保護法等指定医療機関指定公示	89	甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程等の一部を改正する規程	142
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定告示	90	甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	144
入札告示（7件）	91	甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程	150
開発行為に関する工事の完了公告	112	下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	162
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	113	甲府市上下水道局サービスセンター業務の委託告示	163
入札告示	114	入札告示	165
差押調書（謄本）公示送達	117	下水道工事指定店の指定告示	168
開発行為に関する工事の完了公告	118	指定給水装置工事事業者の指定告示	169
差押調書（謄本）公示送達	119	指定給水装置工事事業者の廃止告示	170
入札告示	120	下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	171
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	122	[甲府市災害対策本部]	
入札告示	124		
開発行為に関する工事の完了公告	127		
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による要届出区域の指定解除			

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	173
〔 甲府市地震災害警戒本部 〕	
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	180
〔 任免辞令 〕	
市長事務部局	187
教育委員会	196

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第24号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年12月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は壳春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第 25 号

甲府市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年 12 月規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「、同法第 66 条」を「又は同法第 66 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第26号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「17万2,550円」を「17万7,950円」に、「7万7,890円」を「8万1,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万6,280円」を「8万8,980円」に、「3万8,900円」を「4万600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告示

甲府市告示第167号

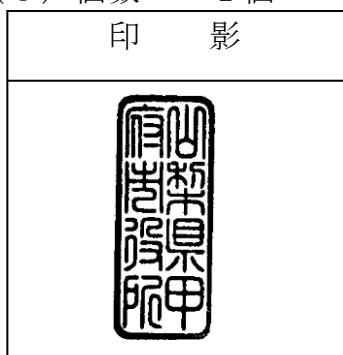
次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋口 雄一

1 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 市役所印
- (3) ひな形 6の2
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 縦30mm 横12mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもつてする文書の契印
- (8) 個数 1個



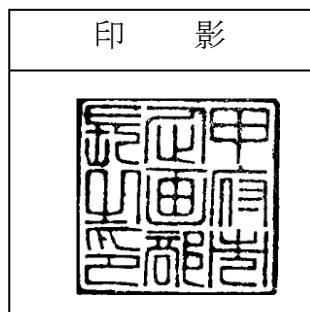
(保健衛生部)

2 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもつてする文書
- (8) 個数 4個



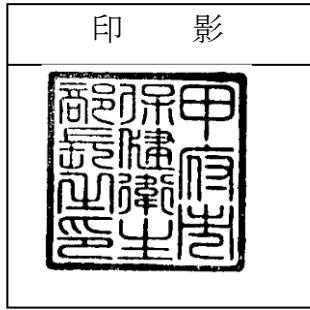
(総務部)



(企画部)



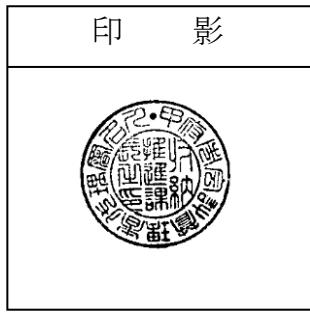
(福祉部)



(保健衛生部)

3 新調した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 甲府市会計管理者代理人収納推進課長印
- (3) ひな形 44
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 径18mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に係る払出請求等
- (8) 個数 1個



4 公印の登録日 令和6年4月1日

甲府市告示第168号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した令和6年度の固定資産の価格等について固定資産課税台帳に登録したので、同法第411条第2項の規定により公示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第169号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定するため、告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 出納取扱金融機関 | 株式会社山梨中央銀行 |
| 2 収納取扱金融機関 | 株式会社三井住友銀行（口座振替に限る。） |
| | 株式会社りそな銀行 |
| | 甲府信用金庫 |
| | 山梨信用金庫 |
| | 中央労働金庫 |
| | 山梨県民信用組合 |
| | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| | 笛吹農業協同組合 |
| | 山梨みらい農業協同組合 |
| 3 指定年月日 | 株式会社ゆうちょ銀行（口座振替に限る。） |
| | 令和6年4月1日 |

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 実施内容

(1) 期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

種類	対象者		場所
ロタウイルス	ロタ リックス®	生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日までの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	ロタ テック®	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日までの間	
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		
Hib (ヒブ)	初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	追加		
四種混合 (DPT - IPV) 百日咳 ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ	第1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	第1期追加		
五種混合 (DPT - IPV) 百日咳 ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ Hib	初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	追加		

単独不活化ポリオ	第1期初回 第1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
BCG (結核)		生後1歳に至るまでの間にある者	
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
麻しん単独 風しん単独	第2期	5歳以上7歳未満であって小学校就学前の1年間にある者	
水痘		生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
日本脳炎	第1期初回 第1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	
日本脳炎	第2期 特例 ^{※1}	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
二種混合 (DT) ジフテリア 破傷風	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん		・12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ・平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子（前述に掲げる女子を除く）	
高齢者肺炎球菌		・満65歳の者（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの者） ・満60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者（身体障害者手帳1級相当）	高齢者肺炎球菌 予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)

風しん	第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	風しん抗体検査・風しん第5期予防接種 市内医療機関等一覧（別掲）
-----	-----	---------------------------------	----------------------------------

※1 平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期接種を受ける機会を逸した者への救済措置（2）
期間：令和6年10月1日～令和7年2月28日

種類	対象者	場所
高齢者 インフルエンザ	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（身体障害者手帳1級相当）	高齢者インフルエンザ指定医療機関（別掲）

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
- (6) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものと除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (8) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (9) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

甲府市告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和6年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 關本 喜文
 - (2) 住 所 甲府市飯田四丁目1番26号 504号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第4号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道維持管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成26年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年4月1日（月）～令和6年4月9日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年4月9日（火）については、午後3時00分まで

（2）配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

（3）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

（4）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年4月1日（月）～令和6年4月9日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年4月9日（火）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

（1）日 時 令和6年4月18日（木） 午後2時00分

（2）場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

（1）入札保証金：免除

（2）契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国

(公社、公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第173号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の規定に基づき一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第22号）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区南一丁目2番70号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
S Bペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社マイナビ
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22番14号
N. E. SビルN棟2階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン13階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 JTB
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号
JTBビル4階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社静岡伊勢丹
静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ・山梨中銀ディーシーカード株式会社
甲府市武田二丁目9番4号
 - ・三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社一休
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社JR東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号
アグリスクエア新宿4F
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月2日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第7号 |
| (2) 業務名称 | 県央ネットやまなし合同企業説明会業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年4月2日（火）～令和6年4月11日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年4月11日（木）については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月2日（火）～令和6年4月11日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年4月11日（木）については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年4月25日（木） 午後2時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなつた者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月3日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第5号 |
| (2) 名 称 | デマンド型乗合タクシーシステム導入業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- | |
|--|
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 |
| (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。 |
| (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。 |
| (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。 |
| (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。 |
| (6) 税の滞納がない者であること。 |
| (7) 3以上の地方自治体で、デマンド型乗合交通の運行参画実績を有すること。 |
| (8) 乗合コールセンターの運営実績を有すること。 |

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- | |
|---|
| (1) 配付期間 令和6年4月3日（水）～令和6年4月12日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年4月12日（金）については、午後0時まで |
| (2) 配付場所 甲府市企画部企画総室総務課 |

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階
電話055-237-5264

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年4月3日（水）～令和6年4月12日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年4月12日（金）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市企画部企画総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

電話055-237-5264

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年4月26日（金） 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎8階（8-1会議室）

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 名 称 東下条町自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市東下条町31番地1	甲府市東下条町80番地3

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	大須賀 貢	秋 山 健太郎
代表者 住 所	甲府市東下条町31番地1	甲府市東下条町80番地3

3 変更年月日 令和6年3月17日

甲府市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋口 雄一

1 名 称 西高橋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	内藤周夫	内藤忠幸
代表者 住 所	甲府市西高橋町332番地	甲府市西高橋町431番地

3 変更年月日 令和6年3月24日

甲府市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 名 称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	深 沢 みつ江	有 泉 高 司
代表者 住 所	甲府市塩部三丁目16番16号	甲府市塩部四丁目13番15号

3 変更年月日 令和6年3月23日

甲府市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋口雄一

1 名 称 中町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	前原政	小林哲也
代表者 住 所	甲府市中町206番地	甲府市中町229番地1

3 変更年月日 令和6年3月20日

甲府市告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字西河原1210番1、1212番1及び1216番1
以上3筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町8番地
株式会社とちの木
代表取締役 小 関 敏 和

甲府市告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市川田町字正里751番1、751番3から751番5まで、
752番3及び752番10
以上6筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井嘉浩

甲府市告示第197号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和6年4月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 書類名 | 介護保険被保険者証 |
| 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 | 別紙のとおり |

甲府市告示第198号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和6年4月5日

甲府市長 橋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 名 称 德行南部自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市徳行三丁目6番5号	甲府市徳行四丁目7番3号

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	柴 田 利 洋	滝 口 光 視
代表者 住 所	甲府市徳行三丁目6番5号	甲府市徳行四丁目7番3号

3 変更年月日 令和6年3月31日

甲府市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 名 称 増坪町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	望 月 立 弥	萩 原 泰
代表者 住 所	甲府市増坪町103番地1	甲府市増坪町771番地9

3 変更年月日 令和6年3月24日

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和6年4月8日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 業務名

甲府市認知症カフェ運営事業

2 業務概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。

3 募集数

認知症カフェの実施場所は、3箇所とする。

ただし、地域包括支援センターの1つである中央ほうかつの担当地域を除く。

4 事業期間

令和6年6月1日～令和7年3月31日

5 参加資格要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (3) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 市税を滞納していない法人であること。
- (5) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 本市の指名停止を受けている者でないこと。

6 募集要領等の配布

配布期間：令和6年4月8日（月）～4月22日（月）

日曜日及び土曜日を除く。

午前9時～午後5時

配布場所：甲府市保健衛生部保健衛生総室健康政策課

山梨県甲府市相生二丁目17番1号

甲府市保健センター 2 号館 1 階

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

7 公募申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和 6 年 4 月 15 日（月）～4 月 22 日（月）

日曜日及び土曜日を除く。

午前 9 時～午後 5 時

提出場所：甲府市保健衛生部保健衛生総室健康政策課

山梨県甲府市相生二丁目 17 番 1 号

甲府市保健センター 2 号館 1 階

8 スケジュール

告示 令和 6 年 4 月 8 日（月）

募集要領等の配布 令和 6 年 4 月 8 日（月）～22 日（月）

質問書の受付 令和 6 年 4 月 8 日（月）～15 日（月）午後 5 時

質問書の回答 令和 6 年 4 月 12 日（金）～19 日（金）※順次回答

公募申込書等の提出 令和 6 年 4 月 15 日（月）～22 日（月）

提出期限 令和 6 年 4 月 22 日（月）午後 5 時

実地調査 令和 6 年 4 月 19 日（金）～5 月 10 日（金）

選定結果通知発送 令和 6 年 5 月 22 日（水）～24 日（金）

業務委託契約締結 令和 6 年 6 月 1 日（土）

9 連絡先

甲府市保健衛生部保健衛生総室健康政策課医療介護支援係

〒400-0858 山梨県甲府市相生二丁目 17 番 1 号

甲府市健康支援センター 2 号館 1 階

TEL：055-237-5484

FAX：055-227-5294

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月8日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号 | (子契約) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市ヤングケアラー配食支援事業に係る弁当宅配業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

次の条件をすべて満たす者であること。

- | |
|--|
| (1) 過去に弁当等の宅配又は配食サービスを行った実績を有する者であること。 |
| (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。 |
| (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。 |
| (4) 本市における物品競争入札参加資格者にあっては、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。 |
| (5) 本市の入札参加資格を有していない場合は、この公告の日から入札の日までの間に、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。 |
| (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。 |
| (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。 |
| (8) 国税及び本店、支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。 |

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年4月8日（月）～令和6年4月16日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階
電話055-237-5353
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月8日（月）～令和6年4月16日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階
電話055-237-5353

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月17日（金） 午前10時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎 7階 会議室7-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。なお、本契約は単価契約となるため、入札書に記載する金額は1件あたりの単価とすること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：(契約単価に予定件数を乗じて得た額の10／100)：納付
ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を提携した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。なお、甲府市契約

規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年4月10日

甲府市長 橋口 雄一

1 介護保険事業所番号	1970105803
2 事業所の名称	介護付きホーム奏楽甲府東
3 事業所の所在地	甲府市上阿原町971番地7
4 当該事業所の申請者	甲府市上阿原町1055番地1 プラスユー株式会社 代表取締役 保坂美彦
5 サービスの種類	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
6 指定年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年4月10日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号	1970105811
2 事業所の名称	介護付きホーム奏楽上阿原
3 事業所の所在地	甲府市上阿原町1055番地1
4 当該事業所の申請者	甲府市上阿原町1055番地1 プラスユー株式会社 代表取締役 保 坂 美 彦
5 サービスの種類	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
6 指定年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年4月10日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号	1970104657
2 事業所の名称	訪問介護事業所奏楽
3 事業所の所在地	甲府市上阿原町1055番地1
4 当該事業所の申請者	甲府市上阿原町1055番地1 プラスユー株式会社 代表取締役 保 坂 美 彦
5 サービスの種類	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6 廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年4月10日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号	1970105266
2 事業所の名称	デイサービスセンター奏楽上阿原
3 事業所の所在地	甲府市上阿原町1055番地1
4 当該事業所の申請者	甲府市上阿原町1055番地1 プラスユー株式会社 代表取締役 保 坂 美 彦
5 サービスの種類	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス)
6 廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和6年4月10日

甲府市長 橋口雄一

1 介護保険事業所番号	1990100966
2 事業所の名称	だんらんの家 甲府大里
3 事業所の所在地	甲府市大里町1756番地5
4 当該事業所の申請者	甲府市大手三丁目4番10号 株式会社Yukito 代表取締役 谷川幸仁
5 サービスの種類	地域密着型通所介護
6 廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和6年4月10日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号	1970104244
2 事業所の名称	ケアプランささえ
3 事業所の所在地	甲府市徳行三丁目8番27号 ハイツ21 106号室
4 当該事業所の申請者	甲府市徳行三丁目8番27号 合同会社ケアプランささえ 代表社員 山 本 真奈美
5 サービスの種類	居宅介護支援
6 廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第209号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年4月11日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 業務名

令和6年度甲府市国民健康保険保健事業等業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務概要

- (1) 医療費等分析作成業務
- (2) 糖尿病性腎症重症化予防業務
- (3) 受診勧奨通知業務（特定健診異常値放置者、生活習慣病治療中断者）
- (4) 多受診者指導業務
- (5) 多剤服薬者指導業務
- (6) ジェネリック医薬品の使用促進業務

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本業務を的確に遂行するに足りる能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、暴力団員が経営に実質的に関与している企業等でないこと。
- (7) JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を受けていること。
- (8) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

5 手続等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

福祉部福祉支援室健康保険課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5373

メールアドレス：kokumin@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月11日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市高畠一丁目306番1、311番1及び311番3から311番14まで
以上14筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所、消防施設及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井嘉浩

甲府市告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月12日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 名 称 平瀬町上野自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	石 橋 晴 夫	久保寺 力
代表者 住 所	甲府市平瀬町2004番地	甲府市平瀬町2028番地

3 変更年月日 令和6年4月7日

甲府市告示第212号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月12日

甲府市長 橋口雄一

1 名 称 和田平自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市城東三丁目9番14号	甲府市城東三丁目1番8号

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	寺 田 喜 長	川 口 昭 彦
代表者 住 所	甲府市城東三丁目9番14号	甲府市城東三丁目1番8号

3 変更年月日 令和6年3月30日

甲府市告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市里吉二丁目571番1から571番3まで及び571番5から571番21まで
以上20筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役 吉田匡秀

甲府市告示第214号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたことから、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年4月12日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 書類名 | 令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部税務管理室資産課 |

甲府市告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月15日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市古府中町字中屋敷1001番1から1001番8まで、1002番1及び1002番3から1002番7まで
以上14筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市高畠三丁目3番3号
有限会社しまや
代表取締役 片 川 學

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申請書の提出を招請する。

令和6年4月15日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 公募対象業務

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 業務名称 | 令和6年度人権啓発に関するパネル展等業務委託 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (3) 履行場所 | 仕様書による |
| (4) 業務内容 | 仕様書による |
| (5) 委託料の上限額 | 3,148,807円（税込金額） |

2 公募参加資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、長年にわたり人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 参加申請の手続き等

(1) 申請書等の配付期間

令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時

ただし、4月26日は午前8時30分～午後3時とする。

(2) 申請書等の配付場所

甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）

電話055-237-5120

(3) 申請書等の配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報　その他・公募型／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時

イ 場所 甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）

電話055-237-5120

4 その他

その他参加申請に関する手続きや審査等に関する内容は、「令和6年度人権啓発に関するパネル展等業務委託に関する公募型プロポーザル募集要領」を参考すること。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和6年4月16日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 業務名
「(仮称) 甲府市こども計画」策定支援等業務
- 2 業務概要
こども・若者の意見聴取の方法から分析、施策への反映とこども・若者育成支援などの新たな要素を取り入れることに加え、こども・若者並びに子育て当事者が、「こども施策」に興味や関わりを持てる「(仮称) 甲府市こども計画」を策定する。
- 3 履行期間
履行期間は、契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。
- 4 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 法人格を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (6) 本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
 - (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
 - (8) 他の自治体等において同種の業務実績を有する者であること。
- 5 手続等
(1) 実施要項、企画提案書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加表明書及び企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、
実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-288-0351 (直通)

FAX 055-237-5356

電子メール kodomosomu@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第218号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和6年4月17日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第219号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和6年4月17日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第220号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和6年4月17日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第221号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和6年4月17日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第222号

次の市税等の徵収にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年4月19日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書 市民発第20123号
充当通知書 市民発第20124号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月19日

甲府市長 橋口雄一

1 名 称 西下条自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市西下条町770番地	甲府市西下条町438番地2

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	長田 正	新田 健児
代表者 住 所	甲府市西下条町770番地	甲府市西下条町438番地2

3 変更年月日 令和6年3月23日

甲府市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月19日

甲府市長 橋口雄一

1 名 称 高室町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	中澤孝成	石原政人
代表者 住 所	甲府市高室町739番地	甲府市高室町707番地1

3 変更年月日 令和6年4月1日

甲府市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月19日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 名 称 千塚橋場自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	相 川 和 樹	鈴 木 博 樹
代表者 住 所	甲府市音羽町2番53号	甲府市音羽町2番50号

3 変更年月日 令和6年4月14日

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年4月19日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 業務名

県央ネットやまなし観光エリア 四季の観光コンテンツ造成による誘客促進業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

別添「県央ネットやまなし観光エリア 四季の観光コンテンツ造成による誘客促進業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。（共同企業体としての参加は認めない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていること。
- (6) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、甲府市税の未納がないこと。
- (9) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、国の機関又は地方公共団体が発注した「観光コンテンツの企画・造成を主目的とする業務委託」のうち、当該業務委託金額の総額が1000万円以上のものを受注し履行した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての受注実績は、代表構成員であり出資比率が50%以上であるものに限る。

5 手続等

別添、「県央ネットやまなし観光エリア 四季の観光コンテンツ造成による誘客促進業務委託公募型プロポーザル実施要項」のとおり

6 連絡先

甲府市役所 産業部商工観光室観光課観光開発係（本庁舎8階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-5702

FAX 055-227-8065

メール sangkaka@city.kofu.lg.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年4月19日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 業務名

県央ネットやまなし観光エリア インバウンド観光誘客促進業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務内容

別添「県央ネットやまなし観光エリア インバウンド観光誘客促進業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。（共同企業体としての参加は認めない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、甲府市税の未納がないこと。
- (9) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、国の機関又は地方公共団体が発注した「観光コンテンツの企画・造成を主目的とする業務委託」を受注し履行した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての受注実績は、代表構成員であり出資比率が50%以上であるものに限る。

5 手続等

別添、「県央ネットやまなし観光エリア インバウンド観光誘客促進業務委託公

募型プロポーザル実施要項」のとおり

6 連絡先

甲府市役所産業部商工観光室観光課観光開発係（本庁舎8階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-5702

FAX 055-227-8065

メール sangkaka@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第228号

次の市税徵収にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年4月22日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押解除通知書 市民発第20116号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第229号

次の市税徵収にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年4月22日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押解除通知書 市民発第20115号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第230号

次の市税等の徴収にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年4月22日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書 市民発第20103号
充当通知書 市民発第20104号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和6年4月22日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年
月日

別紙のとおり

甲府市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和6年4月22日

甲府市長 橋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年4月22日

甲府市長 橋口 雄一

1 介護保険事業所番号	1970105829
2 事業所の名称	訪問介護まごころ甲府
3 事業所の所在地	甲府市徳行二丁目2番18号 テンバク・S107
4 当該事業所の申請者	甲府市徳行二丁目2番18号 テンバク・S107 まごころ甲府合同会社 代表社員 風間 将剛
5 サービスの種類	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6 指定年月日	令和6年4月22日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月23日

甲府市長 橋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 入札番号 | 第126号 |
| (2) 物件名 | 自動パック式トイレ |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）

- (この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月27日（月）午前10時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月23日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 第127号 |
| (2) 物件名 | 甲府市遊亀公園附属動物園2階什器一式 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）

- (この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月27日（月）午前10時30分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月23日

甲府市長 橋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | 第129号 |
| (2) 物件名 | 小学校給食室冷蔵庫等入替 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）

- (この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月27日（月）午前10時15分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第237号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和6年4月23日

甲府市長 橋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 1号		
工事名		緑が丘スポーツ公園テニスコートB建設工事		
工事場所		甲府市緑が丘二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	砂入人工芝工 A = 4090m ² L型擁壁工 L = 99m 重力式擁壁工 L = 53m フェンス設置工 L = 288m 張芝工 A = 470m ² 側溝工 L = 289m 付帯工 一式	
	2	工期	令和7年3月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	231,330,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	5	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 11,500万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の	

		ものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1 総合評価方式の種類	簡易型(Ⅰ)
	2 加算点の満点	20
	3 評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和6年4月23日
	2 入札説明書等配付締切日	令和6年5月8日
	3 申請書受付開始日	令和6年4月23日
	4 申請書受付締切日	令和6年5月8日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和6年5月14日
	6 設計図書配付開始日	令和6年4月23日
	7 設計図書配付締切日	令和6年5月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和6年4月23日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和6年5月15日
	10 入札日時	令和6年5月22日 午前9時00分
	11 價格以外の評価点公表日	令和6年5月27日
	12 開札日時	令和6年5月31日 午前9時00分
	13 落札者決定日	令和6年6月3日
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3 落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1 質問	令和6年5月17日 午後5時まで

説明	2	回答	令和6年5月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年5月29日まで
	2	回答	令和6年5月30日
価格以外の評価を修正した場合	公表		令和6年5月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和6年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(建築) 2号	
工事名		北東中学校校舎トイリニューアルⅡ期（建築主体）工事	
工事場所		甲府市大手二丁目4番18号	
工事概要	1	工事内容	北東中学校校舎（棟番号25）1, 2, 3階トイリニューアル工事 内装改修工事 一式 建具工事 一式 解体工事 一式 電気設備工事 一式
	2	工期	令和6年9月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	37,004,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,800万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和6年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和6年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和6年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和6年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年5月15日
	10	入札日時	令和6年5月22日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年5月27日
	12	開札日時	令和6年5月31日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和6年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和6年5月20日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年5月29日まで
	2	回答	令和6年5月30日
価格以外の評価を修正した場合	公表		令和6年5月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月23日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(とび) 8号	
工事名		本庁舎駐車場内防護柵等設置工事	
工事場所		甲府市丸の内一丁目地内	
工事概要	1	工事内容	耐衝撃性車止め N = 36基 車両用防護柵 L = 80.6m 遊歩道 1式 付帯工 1式
	2	工期	令和6年11月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,270,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	除外
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P) 700点以上
	3	同種工事施工実績	道路防護柵等の設置工事。 ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績

		は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日 令和6年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日 令和6年5月8日
	3	申請書受付開始日 令和6年4月23日
	4	申請書受付締切日 令和6年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日 令和6年5月14日
	6	設計図書配付開始日 令和6年4月23日
	7	設計図書配付締切日 令和6年5月15日
	8	設計図書に関する質問 開始日 令和6年4月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日 令和6年5月15日
	10	入札及び開札日時 令和6年5月22日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問 令和6年5月17日 午後5時まで
	2	回答 令和6年5月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月23日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(舗装) 6号	
工事名		市道舗装工事 (R 6 : 市道百石国母線 外)	
工事場所		甲府市相生一丁目地内外	
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 116.0 m 切削オーバーレイ工 A = 468 m ² 表層工 (再生密粒度ASC t = 40 mm) A = 168 m ² 区画線工 1式 付帯工 1式
	2	工期	令和6年8月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,242,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 700点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和6年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和6年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和6年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和6年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年5月15日
	10	入札及び開札日時	令和6年5月22日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和6年5月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市七沢町字高橋東396番1及び396番3から396番8まで
以上7筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県諏訪市大字豊田2400番地35
合同会社コムコ
代表社員 西澤英敏

甲府市告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和6年4月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号	1990101030
2 事業所の名称	デイサービスバディ
3 事業所の所在地	甲府市桜井町252番地1
4 当該事業所の申請者	山梨市下石森877番地1 株式会社俊
5 サービスの種類	代表取締役 大 石 俊 起
6 指定年月日	地域密着型通所介護 令和6年5月1日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第159号 |
| (2) 業務名称 | 落石防止点検調査業務委託 (R6) |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が行う落石防止点検調査業務等を受託し、本委託業務と同規模以上の点検調査業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年4月25日（木）～令和6年5月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年5月10日（金）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月25日（木）～令和6年5月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年5月10日（金）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月22日（水） 午前10時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国

(公社、公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第244号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月25日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本）福発第168号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市増坪町字茶の木812番4

以上1筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上町882番地1

プロムナードデレイヴB203

内 藤 公 一

甲府市告示第246号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月25日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本）福発第67号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第144号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市防災倉庫備蓄品棚卸業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和6年9月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
 - (6) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年4月26日（金）～令和6年5月8日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階
電話055-237-5247

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年4月26日（金）～令和6年5月8日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階

電話055-237-5247

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年5月27日（月） 午前10時30分

(2) 場 所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎8階（会議室8-1）

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月26日

甲府市長 橋口雄一

1 名 称 古府中本町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	米 山 和 久	内 田 孔 介
代表者 住 所	甲府市天神町7番6号	甲府市天神町10番4号

3 変更年月日 令和6年4月20日

甲府市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月26日

甲府市長 橋口雄一

1 名 称 酒折東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	内藤和人	河西一法
代表者 住 所	甲府市酒折二丁目9番2号	甲府市酒折二丁目10番23号

3 変更年月日 令和6年4月7日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第194号 |
| (2) 業務名称 | 都市再生整備計画（甲府駅周辺地区）の事後評価及び次期計画作成支援業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年2月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に入札参加資格の認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、地方公共団体が行う都市再生整備計画の事後評価支援業務又は都市再生整備計画の作成支援業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (3) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 担当技術者は、(2)記載の業務実績を有する者であること。
 - イ 管理技術者は、(2)記載の業務実績を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者であること。
 - ウ 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）等の業務内容に応じた資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者であること。
 - エ 直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係）があること。
 - オ 管理技術者及び照査技術者は、それぞれ別の者を配置できる体制であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年4月26日（金）～令和6年5月9日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年5月9日（木）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月26日（金）～令和6年5月9日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年5月9日（木）については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月24日（金） 午後2時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の

100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10／100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月26日

甲府市長 橋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市七沢町字前河原502番6

以上1筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市御坂町上黒駒1129番地1

佐野裕也

甲府市告示第252号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年3月16日甲府市告示第88号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

令和6年4月30日

甲府市長 橋口雄一

1 指定を解除する区域

甲府市富士見一丁目1695番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

甲府市告示第253号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和6年4月30日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 書類名 | 介護保険被保険者証 |
| 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 | 別紙のとおり |

甲府市告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年4月30日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 事業者名	D O O N E ‘S-B株式会社
2 事業者の所在地	南都留郡山中湖村山中184番3号
3 事業所名	あいびー山梨
4 事業所の所在地	甲府市千塚五丁目11番6号
5 事業の種類	就労継続支援B型
6 主たる対象者	特定無し
7 指定事業所番号	1910103835
8 指定年月日	令和6年5月1日

甲府市告示第255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年4月30日

甲府市長 橋口雄一

1 事業者名	株式会社E S T A T E
2 事業者の所在地	山梨県笛吹市石和町松本92番地10
3 事業所名	ホワイトツリーA型
4 事業所の所在地	甲府市千塚四丁目10番16号
5 事業の種類	就労継続支援A型
6 指定事業所番号	1910103538
7 廃止年月日	令和6年4月30日

教育委員会

甲府市教育委員会告示第4号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）及び甲府市スポーツ広場（青葉・東下条）に係る施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 委託する相手方

所 在 甲府市緑が丘二丁目8番1号
名 称 公益財団法人甲府市スポーツ協会 会長 樋口 雄一

2 委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 委託する事務

甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）及び甲府市スポーツ広場（青葉・東下条）に係る施設の使用料の徴収事務

甲府市教育委員会告示第5号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

- 1 委託する相手方
所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 3 委託する事務
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の徴収事務

甲府市教育委員会告示第6号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月12日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---|
| (1) 入札番号 | (賃貸借) 第8号 |
| (2) 業務名称 | 児童生徒1人1台端末用WEBフィルタリングソフト
ウェアライセンス賃貸借 |
| (3) 履行期間 | 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「事務用品」若しくは「情報・通信」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年4月12日（金）～令和6年4月22日（月）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年4月12日（金）～令和6年4月22日（月）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7322

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月17日（金） 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の100/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第7号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月19日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第49号 |
| (2) 業務名称 | 学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務 |
| (3) 履行期間 | 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「建物管理」で登録されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
 - (7) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年4月19日（金）～令和6年4月30日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年4月19日（金）～令和6年4月30日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年5月16日（木） 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

監査委員

甲府市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人關本喜文の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和6年4月26日

甲府市監査委員 塚原工
同 雨宮均
同 小沢宏至

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号	令和6年5月1日～ 令和7年3月31日
中島 大督	山梨県甲斐市中下条1863番地3	令和6年5月1日～ 令和7年3月31日
堀内 寿人	山梨県甲府市東光寺三丁目1番44号	令和6年5月1日～ 令和7年3月31日
野中 孝憲	山梨県甲府市下飯田二丁目4番25号	令和6年5月1日～ 令和7年3月31日

農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会4月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和6年4月26日午後1時45分に甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和6年4月22日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和6年5月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和6年5月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
- 4 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程（平成17年7月管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。第11条において「政令」という。）第26条の4」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「私人」を「同項の規定により指定された者」に改める。

第11条中「政令第26条の4第3項」を「地方自治法第243条の2の2第3項」に改める。

(甲府市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程（平成19年4月管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第26条の4」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第9条中「政令第26条の4第3項」を「地方自治法第243条の2の2第3項」に改める。

(甲府市上下水道局会計規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局会計規程（昭和45年4月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第23条中「法第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市水道事業給水条例施行規程（平成10年2月管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条中「使用水量のお知らせ（第14号様式その1）又は使用水量のお知らせ（郵送用）（第14号様式その2）により通知する。」を「使用水量等のお知らせ（第14号様式その1からその1の3）又は使用水量等のお知らせ（郵送用）（第14号様式その2からその2の3）又は使用水量等のお知らせ（窓口発行用）（第14号様式その3からその3の2）により通知する。」に改める。

第14号様式その1（第19条関係）を次のように改める。

第14号様式その1（第19条関係）（口座振替新規）

使用水量等のお知らせ		お客様番号	
		調査年月	年 月
		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
様			
指針及び水量		今回請求予定期額	
今回指針	m ³	水道料金	円
前回指針	m ³	（うち内需料金）(%)	(%)
旧メータ・使用水量	m ³	下水道使用料	円
水道使用水量	m ³	（うち清掃料金）(%)	(%)
下水道使用水量	m ³	請求予定期額	円
《参考》前回水量	m ³		
前々回水量	m ³		
前年同期水量	m ³		
※添付欄			
<small>※この料金表は必ず割合をいたがくことがあります。 甲府市上下水道局 ※料金表は必ず割合をいたがくことがあります。 甲府市上下水道局 【問い合わせ】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 山梨県甲府市下右田二丁目23番1号 電話番号：050-5288-5311 受理時間：午前8時30分～午後5時15分 （土・日曜日・祝日・年末年始は除きます。） 検針員： 検針日： 年 月 日</small>			

第14号様式その1（第19条関係）の次に次の3様式を加える。

第14号様式その1の1（第19条関係）（口座振替）

使用水量等のお知らせ		お客様番号	
		調定年月	年 月
		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
様			
指針及び水量		今回請求予定額	
今回指針	m ³	水道料金	円
前回指針	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円
旧メーター使用水量	m ³	下水道使用料	円
		(うち消費税相当額(10%))	円
水道使用水量	m ³	請求予定額	円
下水道使用水量	m ³		
《参考》前回水量	m ³	口座振替予定期	年 月 日
前々回水量	m ³		
前年同月水量	m ³		
※通信欄			
<small>※このお知らせにより料金をいたなくことはあります。甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288</small>			
<small>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0004 山梨県甲府市下石田一丁目23番1号 電話番号: 055-278-3311 営業時間: 平日午後3時0分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</small>			

口座振替済のお知らせ	
お客様番号	
様	
調定年月:	年 月
使用期間:	年 月 日から 年 月 日まで
水道使用水量 m ³	
下水道使用水量 m ³	
水道料金	円
下水道使用料	円
口座振替済金額	円
振替日: 年 月 日	
<small>ご指定の口座から振替させていただきました。</small>	

第14号様式その1の2（第19条関係）（納入通知書）

使用水量等のお知らせ		お客様番号	
		調定年月	年 月
		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
様			
指針及び水量		今回請求予定額	
今回指針	m ³	水道料金	円
前回指針	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円
旧メーター使用水量	m ³	下水道使用料	円
		(うち消費税相当額(10%))	円
水道使用水量	m ³	請求予定額	円
下水道使用水量	m ³		
《参考》前回水量	m ³		
前々回水量	m ³		
前年同月水量	m ³		
※通信欄			
<small>※このお知らせにより料金をいたなくことはあります。甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288</small>			
<small>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0004 山梨県甲府市下石田一丁目23番1号 電話番号: 055-278-3311 営業時間: 平日午後3時0分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</small>			

水道料金等のお支払いには 口座振替をご利用ください。	
《口座振替取扱金融機関》	
山梨中央銀行	甲府信用金庫
山梨信用金庫	山梨県民信用組合
みずほ銀行	三井住友銀行、りそな銀行
中央労働金庫	
山梨県信農農業協同組合連合会	山吹農業協同組合、山梨みらい農業協同組合
ゆうちょ銀行	

第14号様式その1の3（第19条関係）（クレジット払い）

使用水量等のお知らせ		お客様番号	
		調定年月	年 月
		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
様			
指針及び水量		今回請求予定額	
今回指針	m ³	水道料金	円
前回指針	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円
旧メーター使用水量	m ³	下水道使用料	円
		(うち消費税相当額(10%))	円
水道使用水量	m ³	請求予定額	円
下水道使用水量	m ³		
《参考》前回水量	m ³	クレジットカードによるお支払いとなります。	
前々回水量	m ³		
前年同月水量	m ³		
※通信欄			
<small>※このお知らせにより料金をいたなくことはあります。甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288</small>			
<small>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0004 山梨県甲府市下石田一丁目23番1号 電話番号: 055-278-3311 営業時間: 平日午後3時0分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</small>			

第14号様式その2（第19条関係）を次のように改める。

第14号様式その2（第19条関係）（口座振替新規）

 <p>料金後納 郵便</p> <p>平 様</p> <p>使用水量等のお知らせ</p> <p>給水先住所 (木道使用専用)</p> <p>お客様名 様</p> <p>お客様番号: 000018670-03 整理番号: 00217-00000-0017-00 調定年月: 合計 5年12月 メーター番号: 18100010 口径: 40 クレジット: 登録番号: 00001867003 本人確認用番号: 6553042509</p> <p>請求及び支払額 請求予定期間</p> <p>今回指針 ml 木道料金 円 前回指針 ml (うち消費税相当額10%) 円 旧メーター使用水量 ml 木道使用料 円 木道使用水量 ml (うち消費税相当額10%) 円 下水道使用水量 ml 請求予定期間 円</p> <p>前回水表量 ml 前々回水表量 ml 振替日 年 月 日 前年同期水表量 ml</p> <p>※このお知らせにより料金をいたぐことはありません。 ※今回料金はご請求する予定期限での、今後、変更になる場合があります。</p> <p>甲府市上下水道局 木道事業会計 T6800020001288</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>振替料金を支払う前に必ず下記の手順を守ってください。</p>	<p>使用水量等のお知らせ</p> <p>甲府市上下水道局 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先: 甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号: 055-228-3311 営業時間: 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</p> <p>甲府市上下水道局 年 月 日</p> <p>年 月 日</p>
---	--

第14号様式その2（第19条関係）の次に次の6様式を加える。

第14号様式その2の1（第19条関係）（口座振替）

 <p>料金後納 郵便</p> <p>平 様</p> <p>使用水量等のお知らせ</p> <p>給水先住所 (木道使用専用)</p> <p>お客様名 様</p> <p>お客様番号: 000018670-03 整理番号: 00217-00000-0017-00 調定年月: 年 月 メーター番号: 18100010 口径: 40 クレジット: 登録番号: 00001867003 本人確認用番号:</p> <p>請求及び支払額 請求予定期間</p> <p>今回指針 ml 木道料金 円 前回指針 ml (うち消費税相当額10%) 円 旧メーター使用水量 ml 木道使用料 円 木道使用水量 ml (うち消費税相当額10%) 円 下水道使用水量 ml 請求予定期間 円</p> <p>前回水表量 ml 前々回水表量 ml 振替日 年 月 日 前年同期水表量 ml</p> <p>※このお知らせにより料金をいたぐことはありません。 ※今回料金はご請求する予定期限での、今後、変更になる場合があります。</p> <p>甲府市上下水道局 木道事業会計 T6800020001288</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>振替料金を支払う前に必ず下記の手順を守ってください。</p>	<p>口座振替 済 の お 知 ら せ</p> <p>金融機関名: 支店名: 年々々々々 口座番号: 年々々々々 口座名義: 年々々々 調定年月: 年 月 振替日: 年 月 日 振替金額: 円</p> <p>ご指定の口座から振替させていただきました。</p>
---	---

第14号様式その2の2（第19条関係）（納入通知書）

 <p>料金後納 郵便</p> <p>平 様</p> <p>使用水量等のお知らせ</p> <p>給水先住所 (木道使用専用)</p> <p>お客様名 様</p> <p>お客様番号: 000018670-03 整理番号: 00217-00000-0017-00 調定年月: 年 月 メーター番号: 18100010 口径: 40 クレジット: 登録番号: 00001867003 本人確認用番号:</p> <p>請求及び支払額 請求予定期間</p> <p>今回指針 ml 木道料金 円 前回指針 ml (うち消費税相当額10%) 円 旧メーター使用水量 ml 木道使用料 円 木道使用水量 ml (うち消費税相当額10%) 円 下水道使用水量 ml 請求予定期間 円</p> <p>前回水表量 ml 前々回水表量 ml 振替日 年 月 日 前年同期水表量 ml</p> <p>※このお知らせにより料金をいたぐことはありません。 ※今回料金はご請求する予定期限での、今後、変更になる場合があります。</p> <p>甲府市上下水道局 木道事業会計 T6800020001288</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>振替料金を支払う前に必ず下記の手順を守ってください。</p>	<p>口座振替のご利用について</p> <p>甲府市上下水道局では、事業の効率化を図るなど経費の削減に努めるところより、口座振替による料金を請求いたします。口座振替の導入にてご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>申込方法</p> <p>木道料金のお支払い方法を口座振替にする場合は、 ① 甲府市上下水道局 木道用申込書又は ② 甲府市上下水道局木道料金振替申込書(新規・解約類) により申込みができます。</p> <p>①は木道の新規開設時に配付しています。 ②は給水区域内の金融機関の窓口に置いてありますので各金融機関へ聞いてください。</p> <p>振替日</p> <p>口座振替の指定日は、検針した年の翌月10日前です。ただし、金融機関が休業日となる場合は、翌営業日が振替指定日になります。</p> <p>振替料</p> <p>振替に残高不足で振替できなかった場合は、同月の26日に再振替いたします。ただし、金融機関が休業日となる場合は、翌営業日の振替日となります。</p> <p>* 《口座内訳書》の「振替料」は、お送りしますので、前日までご確認ください。</p> <p>* 振替日が残高不足以外の理由で振替できなかった場合は、《納入通知書》をお送りしますので、甲府市上下水道局サービスセンターへお問い合わせください。振替料は、銀行の手数料等の差額を算入して計算されます。</p> <p>口座振替での支払額範囲</p> <p>平成18年3月、平成大銀行 りそな銀行 山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県共済組合 山梨県信用農業協同組合連合会 市吹農業協同組合 山梨みらい農業協同組合 全国のゆうちょ銀行または郵便局 中央労働金庫</p>
---	--

第14号様式その2の3（第19条関係）（クレジット払い）

 <p>料金後納 郵便</p> <p>便 は が き</p>	<p>使用水量等のお知らせ</p> <p>給水先住所 (水道使用場所)</p> <p>お客様名 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>お客様番号</td><td></td></tr> <tr><td>管理番号</td><td></td></tr> <tr><td>測定年月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>メーター番号</td><td></td></tr> <tr><td>クレジット登録番号</td><td>本人確認用番号:</td></tr> <tr><td colspan="2">指針及び水量</td></tr> <tr><td>今期指針</td><td>請求予定期間</td></tr> <tr><td>前回指針</td><td>木道料金 円</td></tr> <tr><td>日々使用水量</td><td>(うち消費税相当額(10%) 円)</td></tr> <tr><td>木道使用料</td><td>木道使用料 円</td></tr> <tr><td>木道使用料</td><td>(うち消費税相当額(10%) 円)</td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>下水道使用料 円</td></tr> <tr><td>前回水費</td><td>前回水費</td></tr> <tr><td>前々回水費</td><td>前々回水費</td></tr> <tr><td>前半回期水費</td><td>前半回期水費</td></tr> </table> <p>左記の水道料金等は、ご指定のクレジット払いとなります。</p> <p>◎クレジットカード会社の規定により、クレジット払いができない場合があります。</p> <p>◎「領収書」は発行いたしませんので、クレジットカード会社の利用明細等でご確認ください。</p> <p>このお知らせに取り扱いがあると書いてあります。 必ず回数は請求する予定期間ですので、今後、変更になる場合があります。</p> <p>甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>印鑑欄(印字欄に捺印してから郵便へ投函してください。)</p>	お客様番号		管理番号		測定年月	年 月	メーター番号		クレジット登録番号	本人確認用番号:	指針及び水量		今期指針	請求予定期間	前回指針	木道料金 円	日々使用水量	(うち消費税相当額(10%) 円)	木道使用料	木道使用料 円	木道使用料	(うち消費税相当額(10%) 円)	下水道使用料	下水道使用料 円	前回水費	前回水費	前々回水費	前々回水費	前半回期水費	前半回期水費
お客様番号																															
管理番号																															
測定年月	年 月																														
メーター番号																															
クレジット登録番号	本人確認用番号:																														
指針及び水量																															
今期指針	請求予定期間																														
前回指針	木道料金 円																														
日々使用水量	(うち消費税相当額(10%) 円)																														
木道使用料	木道使用料 円																														
木道使用料	(うち消費税相当額(10%) 円)																														
下水道使用料	下水道使用料 円																														
前回水費	前回水費																														
前々回水費	前々回水費																														
前半回期水費	前半回期水費																														

第14号様式その3（第19条関係）（口座振替新規又は納入通知書）

<p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>(印)各様御名</p>	<p>使用水量等のお知らせ</p> <p>年 月 求め予定期分のご使用本数とご請求予定期をお知らせいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>お客様番号</td><td></td></tr> <tr><td>給水先住所 (水道使用場所)</td><td></td></tr> <tr><td>お客様名</td><td>様</td></tr> <tr><td>メーター番号</td><td>口座</td><td>申込</td><td>シグネストの捺印番号: 本人確認用番号:</td></tr> <tr><td>測定年月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td colspan="2">指針及び水量</td></tr> <tr><td>今期指針</td><td>請求予定期間</td></tr> <tr><td>前回指針</td><td>木道料金 円</td></tr> <tr><td>日々使用水量</td><td>(うち消費税相当額(10%) 円)</td></tr> <tr><td>木道使用料</td><td>木道使用料 円</td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>(うち消費税相当額(10%) 円)</td></tr> <tr><td>前回水費</td><td>前回水費</td></tr> <tr><td>前々回水費</td><td>前々回水費</td></tr> <tr><td>前半回期水費</td><td>前半回期水費</td></tr> </table> <p>このお知らせに取り扱いがあると書いてあります。 必ず回数は請求する予定期間ですので、今後、変更になります。 甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288</p> <p>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 甲府市下石二丁目23番1号 電話番号: 055-228-3311 営業時間: 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</p>	お客様番号		給水先住所 (水道使用場所)		お客様名	様	メーター番号	口座	申込	シグネストの捺印番号: 本人確認用番号:	測定年月	年 月	指針及び水量		今期指針	請求予定期間	前回指針	木道料金 円	日々使用水量	(うち消費税相当額(10%) 円)	木道使用料	木道使用料 円	下水道使用料	(うち消費税相当額(10%) 円)	前回水費	前回水費	前々回水費	前々回水費	前半回期水費	前半回期水費
お客様番号																															
給水先住所 (水道使用場所)																															
お客様名	様																														
メーター番号	口座	申込	シグネストの捺印番号: 本人確認用番号:																												
測定年月	年 月																														
指針及び水量																															
今期指針	請求予定期間																														
前回指針	木道料金 円																														
日々使用水量	(うち消費税相当額(10%) 円)																														
木道使用料	木道使用料 円																														
下水道使用料	(うち消費税相当額(10%) 円)																														
前回水費	前回水費																														
前々回水費	前々回水費																														
前半回期水費	前半回期水費																														

第14号様式その3の1（第19条関係）（口座振替）

年 月 日																																																																	
平																																																																	
様																																																																	
(お客様番号)																																																																	
使用水量等のお知らせ																																																																	
年 月 請求予定分のご使用水量とご請求予定額をお知らせいたします。																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>給水先住所 (水道使用場所)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>お客様名</td> <td colspan="3">様</td> </tr> <tr> <td>メーターケン</td> <td>□ 案</td> <td>■ レジットカード番号</td> <td>本人確認用番号</td> </tr> <tr> <td>調定期月</td> <td colspan="3">年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指針及び水量</td> <td colspan="2">今回の請求額</td> </tr> <tr> <td>今回計</td> <td>m³</td> <td>水道料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前回計</td> <td>m³</td> <td>(うち消費税相当額(10%))</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>累計使用水量</td> <td>m³</td> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>水道使用水量</td> <td>m³</td> <td>(うち消費税相当額(10%))</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用水量</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回水表</td> <td>m³</td> <td>請求予定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前々回水表</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前半期用水量</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備註</td> </tr> <tr> <td colspan="4">甲府市上下水道局 水道事業会計 7680002200128</td> </tr> </table>		お客様番号				給水先住所 (水道使用場所)				お客様名	様			メーターケン	□ 案	■ レジットカード番号	本人確認用番号	調定期月	年 月			指針及び水量		今回の請求額		今回計	m ³	水道料金	円	前回計	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円	累計使用水量	m ³	下水道使用料	円	水道使用水量	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円	下水道使用水量	m ³			前回水表	m ³	請求予定額	円	前々回水表	m ³			前半期用水量	m ³			備註				甲府市上下水道局 水道事業会計 7680002200128			
お客様番号																																																																	
給水先住所 (水道使用場所)																																																																	
お客様名	様																																																																
メーターケン	□ 案	■ レジットカード番号	本人確認用番号																																																														
調定期月	年 月																																																																
指針及び水量		今回の請求額																																																															
今回計	m ³	水道料金	円																																																														
前回計	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円																																																														
累計使用水量	m ³	下水道使用料	円																																																														
水道使用水量	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円																																																														
下水道使用水量	m ³																																																																
前回水表	m ³	請求予定額	円																																																														
前々回水表	m ³																																																																
前半期用水量	m ³																																																																
備註																																																																	
甲府市上下水道局 水道事業会計 7680002200128																																																																	
口座振替済のお知らせ																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>会員登録名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td colspan="3">東京支店</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">12345678901234567890</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="3">東京支店</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">年 月</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>配信金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table>		会員登録名				支店名	東京支店			口座番号	12345678901234567890			口座名義	東京支店			開設年月	年 月			支払日	年 月 日			配信金額	円																																						
会員登録名																																																																	
支店名	東京支店																																																																
口座番号	12345678901234567890																																																																
口座名義	東京支店																																																																
開設年月	年 月																																																																
支払日	年 月 日																																																																
配信金額	円																																																																
ご指定の口座から振替させていただきました。																																																																	
<small>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0946 山梨県甲府市下石山二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</small>																																																																	

第14号様式その3の2（第19条関係）（クレジット払い）

年 月 日																																																																	
平																																																																	
様																																																																	
(お客様番号)																																																																	
使用水量等のお知らせ																																																																	
年 月 請求予定分のご使用水量とご請求予定額をお知らせいたします。																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>給水先住所 (水道使用場所)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>お客様名</td> <td colspan="3">様</td> </tr> <tr> <td>メーターケン</td> <td>□ 案</td> <td>■ レジットカード番号</td> <td>本人確認用番号</td> </tr> <tr> <td>調定期月</td> <td colspan="3">年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指針及び水量</td> <td colspan="2">今回の請求額</td> </tr> <tr> <td>今回計</td> <td>m³</td> <td>水道料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前回計</td> <td>m³</td> <td>(うち消費税相当額(10%))</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>累計使用水量</td> <td>m³</td> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>水道使用水量</td> <td>m³</td> <td>(うち消費税相当額(10%))</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用水量</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回水表</td> <td>m³</td> <td>請求予定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前々回水表</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前半期用水量</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備註</td> </tr> <tr> <td colspan="4">甲府市上下水道局 水道事業会計 7680002200128</td> </tr> </table>		お客様番号				給水先住所 (水道使用場所)				お客様名	様			メーターケン	□ 案	■ レジットカード番号	本人確認用番号	調定期月	年 月			指針及び水量		今回の請求額		今回計	m ³	水道料金	円	前回計	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円	累計使用水量	m ³	下水道使用料	円	水道使用水量	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円	下水道使用水量	m ³			前回水表	m ³	請求予定額	円	前々回水表	m ³			前半期用水量	m ³			備註				甲府市上下水道局 水道事業会計 7680002200128			
お客様番号																																																																	
給水先住所 (水道使用場所)																																																																	
お客様名	様																																																																
メーターケン	□ 案	■ レジットカード番号	本人確認用番号																																																														
調定期月	年 月																																																																
指針及び水量		今回の請求額																																																															
今回計	m ³	水道料金	円																																																														
前回計	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円																																																														
累計使用水量	m ³	下水道使用料	円																																																														
水道使用水量	m ³	(うち消費税相当額(10%))	円																																																														
下水道使用水量	m ³																																																																
前回水表	m ³	請求予定額	円																																																														
前々回水表	m ³																																																																
前半期用水量	m ³																																																																
備註																																																																	
甲府市上下水道局 水道事業会計 7680002200128																																																																	
お知らせ																																																																	
<small>①上記の本道料金等は、ご指定のクレジットカードによるお支払いとなります。 ②クレジットカード会社の規定により、クレジットカードでのお支払いができない場合があります。 ③「複数枚」は発行いたしましたので、クレジットカード会社の利用制限等でご確認ください。</small>																																																																	
<small>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0946 山梨県甲府市下石山二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</small>																																																																	

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第7号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和28年11月管理規
程第10号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）会計規程附属諸様式目次中「第34号（その1）水道メーター
交換票」を「第34号（その1）水道メーター取替依頼票」に、「第34号（その4）
水道メーター交換事前通知書」を「第34号（その4）水道メーター交換のお知らせ」
に、「第39号（その2の1）複写式水道料金・下水道使用料等（4枚複写式）」を
「第39号（その2の1）水道料金等納入通知書兼領収書（現地集金）」に改め、
「第39号（その2の1）水道料金等納入通知書兼領収書（現地集金）」の次に「第
39号（その2の2）水道料金等納入通知書兼領収書（現地投函用納付書）」を加え、
「第39号（その3）水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（当初納付書）」
を「第39号（その3）水道料金等納入通知書兼領収書（当初納付書）」に、「第
39号（その3の2）水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（口座振替不能通
知書）」を「第39号（その3の2）削除」に、「第39号（その4）水道料金・
下水道使用料等納入通知書兼領収書（複数調定分納付書）」を「第39号（その4）
水道料金等納入通知書兼領収書（複数調定一括納付書）」に、「第39号（その7）
水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（収納整理員専用）」を「第39号
(その7) 水道料金等納入通知書兼領収書（催告書）」に、「第39号（その7の1）
水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（督促状）」を「第39号（その7の
1）水道料金等納入通知書兼領収書（督促状）」に、「第39号（その7の2）給水

停止通知書」を「第39号（その7の2）給水停止執行通知書」に、「第39号（その7の4）給水停止事前通知書」を「第39号（その7の4）給水停止執行事前通知書」に改め、「第39号（その7の4）給水停止執行事前通知書」の次に「第39号（その7の4の1） 給水停止執行事前通知書（郵送用）」を加え、「第39号（その7の5）から第72号まで 略」の次に「第72号の2 水道料金等口座振替済のお知らせ」を加え、「第74号（その7）水道料金・下水道使用料再振替のお知らせ」を「第74号（その7）水道料金等再振替のお知らせ」に改め、「第74号（その8）から第89号まで 略」の次に、次の5号を加える。

第90号（その1）クレジット払い停止のお知らせ（請求結果後）

第90号（その2）クレジット払い停止のお知らせ（有効性確認後）

第90号（その3）クレジット払い停止のお知らせ（請求前停止）

第91号（その1）過誤納金還付請求書（請求書）

第91号（その2）過誤納金充当通知書

第34号様式（その1）を次のように改める。

第3 4号様式（その1）

(表)

水道メーター取替依頼票			
(下水道基盤) 発行日:			
お客様番号 聖理番号 口径 mm			
31			
田 メ タ る 番 号		取 外 指 針	
新 メ タ る 番 号		取 付 指 針	
換 满 年 月 替替者名 扉 取 换 年 月 日			
備考: 機器 メーカー名			
住所:			
連絡先: 郵便指針 備考:			
水道メーター取替依頼票			
(取替者名) 発行日:			
お客様番号 聖理番号 口径 mm			
取 替 日	年	月	日
取付指針			
録 針 目	前回指針		
新			
換 满 年 月 替替者名 扉 取 换 年 月 日			
機 器 ノ ム			メ タ る 位 置
備考:			
水道メーター取替のお知らせ			
お客様番号 電話番号:			
【水道メーターを交換する理由】 対象大企業の、計画的交換実績により、 水道メーターの有効期限は「10年」と定められています ので、有効期限満了時に交換をさせたいとしました。			

(裏)

確認事項		チェック欄
施主在宅の確認、交換作業の説明		
現地確認（配管・止水栓状況等）		
交換票のメーター番号確認		
パイロットの確認（漏水の有無）		
メーター取付け時の確認（既存状況）		
メーターユニオン締め付け確認		
止水栓を開ける		
パイロットの確認（漏水・方向）		
パイロットの確認（作業後の漏水確認）		
現状の復旧、清掃、交換票の渡し		
担当者		

【登録者】		○ 交換事由コード
甲府市管工事協同組合		1 檢定満定期
受付時間 午前 8時30分~午後5時		30 逆 取 付
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)		4 不回転 31 漏 絡 90 そ の 他
電話 055-228-8851		8 文字不鮮明 34 亡 矢

【登録者】		○ 会社コード
甲府市管工事協同組合		1 13mm~40mm
受付時間 午前 8時30分~午後5時		12 ニック名
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)		2 金門製作所
電話 055-228-8851		13 腹神計器
【登録者】		3 東洋計器
甲府市上下水道局 納排水課 納水装置係		14 柏原計器
受付時間 午前 8時30分~午後5時15分		4 愛知時計
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)		
電話 055-228-3311		

OCR入力票記入上の注意
 この部分にHOBエヌピツではっきり記入して下さい。

〔標準数字〕									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

〔標準英字〕											
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L

各項目とも0は空欄でよい (例) 0 1 →

第34号様式（その4）を次のように改める。

第34号様式（その4）

(表)

郵便はがき		料金後納 郵便
〒		
様		
「 年月」 水道メーター交換のお知らせ		
お客様番号	給水先住所	
お客様名 様		
(水道メーター交換受託者) ~交換に関するお問い合わせ先~ 甲府市管工事協同組合 電話055-228-8851 指定給水装置工事事業者【㈲アート住設、㈲石田工業、トザワ工業㈱、㈱永田工業所、三陽工業、中央総業㈱、㈲アキヤマ機工建設】 受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。） (発注者) 甲府市上下水道局 〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311		

(裏)

水道メーター交換のお知らせ
計量法第72条、計量法施行令第18条により、水道メーターの有効期間は「8年」と定められています。新しい水道メーターと交換させていただきますので、ご協力をお願いします。
<ul style="list-style-type: none">交換作業は、表面の指定給水装置工事事業者が行います。（交換費用は無料です。）交換作業時は30分程度水が止まりますので、ご了承ください。また、交換作業中に水道管内に「濁りや空気」が入ってしまうことがありますので、屋外に水道がある場合は洗浄排水させていただきます。※なお、洗浄排水する量は1立方メートル、上下水道局の負担とさせていただきます。・交換作業前にお声をかけさせていただきますが、交換作業の立会いは不要なため、お留守でも交換させていただきますので、あらかじめご了承ください。※ただし、メータ一口径40ミリメートル以上のお客様、飲食店、店舗、大型施設などにつきましては、あらかじめご相談と立会いをお願いすることがあります。
<ul style="list-style-type: none">・交換作業後に、水をご使用になる際は、空気が入ることにより水が飛び散る恐れがあるためお風呂場などの蛇口から1分程度強く水を流してからご使用ください。・交換作業の支障となりますので、メーターボックスの周辺に物や車等を置かないようお願いします。・老朽化が原因の漏水、破損はお客様負担の修理となりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

第39号様式（その2の1）を次のように改める。

第39号様式（その2の1）

甲府市上下水道局 水道料金等納入通知書兼領収書		調定年月 年 月 日から 使用期間 年 月 日まで
発行日 年 月 日		
お客様番号		納入期限 年 月 日
水道使用水量 m ³	水道料金 (うち消費税相当額(10%))	
	下水道使用料 (うち消費税相当額(10%))	
下水道使用水量 m ³		
合計金額 円		
領収印付印		
甲府市上下水道事業管理者		
上記の金額を領収しました。 甲府市上下水道局企業出納員		
(お客様控)		

第39号様式（その2の1）の次に次の1様式を加える。

第39号様式（その2の2）

甲府市上下水道局水道料金等納入通知書		□ 口座番号 00420-8-960046 加入者名 甲府市上下水道局	甲府市上下水道局 水道料金等納入通知書(原符) □ 口座番号 00420-8-960046 加入者名 甲府市上下水道局	甲府市上下水道局 水道料金等納入通知書兼領収書 □ 口座番号 00420-8-960046 加入者名 甲府市上下水道局
(お客様番号) 様		調定年月 年 月 日から 使用期間 年 月 日まで	調定年月 年 月 日から 使用期間 年 月 日まで	調定年月 年 月 日から 使用期間 年 月 日まで
お客様番号		納入期限 年 月 日	納入期限 年 月 日	納入期限 年 月 日
水道料金(Red) 円		水道料金 (うち消費税相当額(10%)) 円	水道料金 (うち消費税相当額(10%)) 円	水道料金 (うち消費税相当額(10%)) 円
下水道使用料(Red) 円		下水道使用料 (うち消費税相当額(10%)) 円	下水道使用料 (うち消費税相当額(10%)) 円	下水道使用料 (うち消費税相当額(10%)) 円
合計金額 円		合計金額 円	合計金額 円	合計金額 円
注1) お支払い期日を過ぎたものは、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Payでは納められません。 注2) お支払い期日を過ぎたものの、バーコードが読みても改めて取り扱いできないもの、金額を訂正したものは、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Payでは読み取れません。 注3) コンビニエンスストア、PayPayでは、30万円を超えるものは納められません。LINE Payは、5万円を超えるものは納められません。		注1) お支払い期日を過ぎたものは、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Payでは納められません。 注2) お支払い期日を過ぎたものの、バーコードが読みても改めて取り扱いできないもの、金額を訂正したものは、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Payでは読み取れません。 注3) コンビニエンスストア、PayPayでは、30万円を超えるものは納められません。		
CVS等収納用		収納代行 地銀ネットワークサービス(株) 発行日 年 月 日	発行日 年 月 日 領収印付印	発行日 年 月 日 領収印付印
		(金額確認等・CVS等店舗控)		
取り扱い金額欄 内山中央銀行貢川支店		内山中央銀行貢川支店 領収印付印		
取り扱い金額店 〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜駅前支店		ゆうちょ銀行横浜駅前支店 領収印付印		
130401-9999-001(甲府市上下水道局・CVS等本部控)				

第39号様式（その3）を次のように改める。

第39号様式（その3）

	<p>② [口座番号] 0040-3-90346 [預入者名] 甲府市上下水道局 甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>お客様番号</td><td>調定年月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>水道料金</td><td>円</td><td>賃保手数料</td><td>円</td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>円</td><td>合計金額</td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="4">クレジット・控除番号 : 本人確認用番号 :</td></tr> <tr><td colspan="4">※お読み取り印字欄</td></tr> <tr><td colspan="4">CVS等収納用 取扱代行 連銀ネットワークサービス(株)</td></tr> <tr><td colspan="4">取りまとめ金融機関 山東中央銀行(貢田支店)</td></tr> <tr><td colspan="4">取りまとめ店 年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="4">取りまとめ店 年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="4">ゆうちょ銀行振込附金請求センター (甲府市上下水道局, CVS等店舗)</td></tr> </table>	お客様番号	調定年月	年 月	水道料金	円	賃保手数料	円	下水道使用料	円	合計金額	円	クレジット・控除番号 : 本人確認用番号 :				※お読み取り印字欄				CVS等収納用 取扱代行 連銀ネットワークサービス(株)				取りまとめ金融機関 山東中央銀行(貢田支店)				取りまとめ店 年 月 日				取りまとめ店 年 月 日				ゆうちょ銀行振込附金請求センター (甲府市上下水道局, CVS等店舗)				<p>③ [口座番号] 700-3-90346 [預入者名] 甲府市上下水道局 甲府市上下水道局水道料金等納入通知書兼領収書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>お客様番号</td><td>調定年月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>使用水道</td><td>m³</td><td></td></tr> <tr><td>水道料金</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>賃保手数料</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>合計金額</td><td>円</td><td></td></tr> </table>	お客様番号	調定年月	年 月	使用水道	m ³		水道料金	円		下水道使用料	円		下水道使用料	円		賃保手数料	円		合計金額	円	
お客様番号	調定年月	年 月																																																												
水道料金	円	賃保手数料	円																																																											
下水道使用料	円	合計金額	円																																																											
クレジット・控除番号 : 本人確認用番号 :																																																														
※お読み取り印字欄																																																														
CVS等収納用 取扱代行 連銀ネットワークサービス(株)																																																														
取りまとめ金融機関 山東中央銀行(貢田支店)																																																														
取りまとめ店 年 月 日																																																														
取りまとめ店 年 月 日																																																														
ゆうちょ銀行振込附金請求センター (甲府市上下水道局, CVS等店舗)																																																														
お客様番号	調定年月	年 月																																																												
使用水道	m ³																																																													
水道料金	円																																																													
下水道使用料	円																																																													
下水道使用料	円																																																													
賃保手数料	円																																																													
合計金額	円																																																													
納入通知書		納入期限 年 月 日	納入期限 年 月 日																																																											
<p>甲府市上下水道局 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先: 甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号: 055-228-3311 営業時間: 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。) 発行日 年 月 日</p> <p>□からでない場合はがした後、□をでないとがしてください。 □一このハガキが届いている場合は、十分に他から届けてください。</p>		<p>甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号: 055-228-3311</p>	<p>甲府市上下水道局 上記の金額を領収までご納めてください。 甲府市上下水道局事務管理者 甲府市上下水道局事務管理者 ゆうちょ銀行振込附金請求センター 甲府市上下水道局指定口座</p>																																																											
		取扱口付印	取扱口付印																																																											
		(余白欄留空) (余白欄留空)																																																												

第39号様式（その3の2）を次のように改める。

第39号様式（その3の2）削除

第39号様式（その4）を次のように改める。

第39号様式（その4）

	<p>② [口座番号] 0040-3-90346 [預入者名] 甲府市上下水道局 甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>お客様番号</td><td>調定年月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>使用水道</td><td>m³</td><td></td></tr> <tr><td>水道料金</td><td>円</td><td>賃保手数料</td><td>円</td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>円</td><td>合計金額</td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="4">※お読み取り印字欄</td></tr> <tr><td colspan="4">CVS等収納用 取扱代行 連銀ネットワークサービス(株)</td></tr> <tr><td colspan="4">取りまとめ金融機関 山東中央銀行(貢田支店)</td></tr> <tr><td colspan="4">取りまとめ店 年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="4">取りまとめ店 年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="4">ゆうちょ銀行振込附金請求センター (甲府市上下水道局, CVS等店舗)</td></tr> </table>	お客様番号	調定年月	年 月	使用水道	m ³		水道料金	円	賃保手数料	円	下水道使用料	円	合計金額	円	※お読み取り印字欄				CVS等収納用 取扱代行 連銀ネットワークサービス(株)				取りまとめ金融機関 山東中央銀行(貢田支店)				取りまとめ店 年 月 日				取りまとめ店 年 月 日				ゆうちょ銀行振込附金請求センター (甲府市上下水道局, CVS等店舗)				<p>③ [口座番号] 700-3-90346 [預入者名] 甲府市上下水道局 甲府市上下水道局水道料金等納入通知書兼領収書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>お客様番号</td><td>調定年月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>使用水道</td><td>m³</td><td></td></tr> <tr><td>水道料金</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>賃保手数料</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>合計金額</td><td>円</td><td></td></tr> </table>	お客様番号	調定年月	年 月	使用水道	m ³		水道料金	円		下水道使用料	円		下水道使用料	円		賃保手数料	円		合計金額	円	
お客様番号	調定年月	年 月																																																											
使用水道	m ³																																																												
水道料金	円	賃保手数料	円																																																										
下水道使用料	円	合計金額	円																																																										
※お読み取り印字欄																																																													
CVS等収納用 取扱代行 連銀ネットワークサービス(株)																																																													
取りまとめ金融機関 山東中央銀行(貢田支店)																																																													
取りまとめ店 年 月 日																																																													
取りまとめ店 年 月 日																																																													
ゆうちょ銀行振込附金請求センター (甲府市上下水道局, CVS等店舗)																																																													
お客様番号	調定年月	年 月																																																											
使用水道	m ³																																																												
水道料金	円																																																												
下水道使用料	円																																																												
下水道使用料	円																																																												
賃保手数料	円																																																												
合計金額	円																																																												
納入通知書		納入期限 年 月 日	納入期限 年 月 日																																																										
<p>甲府市上下水道局 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先: 甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号: 055-228-3311 営業時間: 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。) 発行日 年 月 日</p> <p>□からでない場合はがした後、□をでないとがしてください。 □一このハガキが届いている場合は、十分に他から届けてください。</p>		<p>甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号: 055-228-3311</p>	<p>甲府市上下水道局 上記の金額を領収までご納めてください。 甲府市上下水道局事務管理者 甲府市上下水道局事務管理者 ゆうちょ銀行振込附金請求センター 甲府市上下水道局指定口座</p>																																																										
		取扱口付印	取扱口付印																																																										
		(余白欄留空) (余白欄留空)																																																											

第39号様式（その7）を次のように改める。

第39号様式（その7）

料金後納 郵便	甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書 催告書		
	□ 三重県令002G-00000E 甲斐市上下水道局 甲府市上下水道局 水道料金等納入済通知書 (原稿) 催告書		
様	お客様番号		
	測定年月	年 月	
水道料金	円	督促手数料	円
	円	合計金額	円
下水道使用料			
クレジット 登録番号： 本人確認用番号：			
CVS等収納用 取扱銀行 地域ネットワークサービス (銀)			
納 入 通 知 書			
甲府市上下水道局 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号： 055-228-3311 営業時間： 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。) 発行日 年 月 日			
①かわていねいにはがした後、②かわていねいにはがしてください。 一方、このハガキが黙っている場合は、十分に剥がしてから貼ってください。			
□ 三重県令002G-00000E 甲斐市上下水道局 水道料金等納入済通知書 (原稿) 催告書			
お 客 様 番 号			
測定年月	年 月		
使用水道	㎥		
水道料金	円		
下水道使用料	円		
クレジット登録料	円		
督促手数料	円		
合計金額	円		
納 入 期 限 年 月 日			
甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号： 055-228-3311			
上記の金額が未納となっておりますので、 納入期限までに納めてください。			
納 入 期 限 年 月 日			
甲府市上下水道事業管理者			
上記の金額を預取致しました。			
甲府市上下水道局 水道料金等納入済通知書兼領収書 高木先生 (本道局所)			
取扱銀行： CNS			
領 取 日 付 日			
上記に記載の如き 本署に捺印せしむ 金額を証した しに該当です。			
収入印紙不要			
(お名前)			

第39号様式（その7の1）を次のように改める。

第39号様式（その7の1）

料金後納 郵便	甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書 催促状		
	□ 三重県令002G-00000E 甲斐市上下水道局 甲府市上下水道局 水道料金等納入済通知書 (原稿) 催促状		
様	お客様番号		
	測定年月	年 月	
水道料金	円	督促手数料	円
	円	合計金額	円
下水道使用料			
クレジット 登録番号： 本人確認用番号：			
CVS等収納用 取扱銀行 地域ネットワークサービス (銀)			
納 入 通 知 書			
甲府市上下水道局 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号： 055-228-3311 営業時間： 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。) 発行日 年 月 日			
①かわていねいにはがした後、②かわていねいにはがしてください。 一方、このハガキが黙っている場合は、十分に剥がしてから貼ってください。			
□ 三重県令002G-00000E 甲斐市上下水道局 水道料金等納入済通知書 (原稿) 催促状			
お 客 様 番 号			
測定年月	年 月		
使用水道	㎥		
水道料金	円		
下水道使用料	円		
クレジット登録料	円		
督促手数料	円		
合計金額	円		
納 入 期 限 年 月 日			
甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号： 055-228-3311			
上記の金額を預取致しました。			
甲府市上下水道局 水道料金等納入済通知書兼領収書 高木先生 (本道局所)			
取扱銀行： CNS			
領 取 日 付 日			
本署に捺印せしむ 方がないもの ものは該当す 収入印紙不要			
(お名前)			

第39号様式（その7の2）を次のように改める。

第39号様式（その7の2）

年 月 日				
様				
(お客様番号) 甲府市上下水道事業管理者				
給水停止執行通知書				
次の水道料金等について、すでに通知している給水停止執行事前通知書記載の最終納入期限までに納めいでいただけませんでしたので、水道法第15条及び甲府市水道事業給水条例第34条に基づき給水停止を執行いたします。次の水道料金等の納入確認完了後に給水停止を解除いたします。				
○上下水道局の営業時間外及び土・日曜日などの休業日にコンビニエンスストア等で納めた場合、給水停止の解除は翌営業日の営業時間内になります。 ○金券機関やコンビニエンスストア等で納めた場合は、上下水道局の営業時間内に必ず送信してください。 ○連絡がない場合、給水停止の解説は翌営業日以降になる場合があります。 ○水道料金等を無断使用した場合、甲府市水道事業給水条例第36条に基づき過料が科されます。				
給水停止執行日 年 月 日				
年 月 日現在				
お客様番号 給水使用場所 (水道使用場所)				
お客様名 様				
調定年月 施用水量(m³) 水道料金(円) 下水道使用料(円) 計 合計金額(円)				
令和 5年11月 令和 5年 9月 合計				
【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)				

第39号様式（その7の4）を次のように改める。

第39号様式（その7の4）

年 月 日				
様				
(お客様番号) 甲府市上下水道事業管理者				
給水停止執行事前通知書				
次の水道料金等が納入されていないため、水道法第15条及び甲府市水道事業給水条例第34条に基づき、給水停止の執行を通知いたします。				
最終納入期限 年 月 日				
金額等納めた場合、上下水道局で入金の確認ができるまで数日かかりますので必ずご連絡ください。 なお、ご連絡がない場合、行き違いで給水停止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。				
給水停止執行日 年 月 日以降				
年 月 日現在				
お客様番号 給水使用場所 (水道使用場所)				
お客様名 様				
調定年月 施用水量(m³) 水道料金(円) 下水道使用料(円) 各種 料金(円) 合計金額(円)				
令和 5年11月 令和 5年 9月 合計				
【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)				

第39号様式（その7の4）の次に次の1様式を加える。

第39号様式（その7の4の1）

郵便はがき	
料金後納 郵便	お客様番号
〒	給水先住所 (水道使用場所)
様	お客様名
調定年月 年 月	
合 計	
甲府市上下水道局からのお知らせ	
重要	
甲府市上下水道局 〒 400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)	
発行日 年 月 日	
点線部を実印方に折り曲げてからゆつくりはがしてください。	
給水停止執行事前通知書 整理番号 年 月 日	
甲府市上下水道事業管理者	
左記の水道料金等が納入されていないため、 水道法第15条及び甲府市水道事業給水条例第34条に基づき、給水停止の執行を通知いたします。	
最終納入期限 年 月 日	
金融機関等で納めた場合、上下水道局で入金の確認 ができるまで数日かかりますので必ずご連絡ください。 なお、ご連絡がない場合、行き違いで給水停止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。	
給水停止執行日 年 月 日以降	

第39号様式（その7の6）を次のように改める。

第39号様式（その7の6）

年 月 日				
収 納 証 明 書				
様				

お客様番号				
給水先住所 (水道使用場所)				
お客様名	様			
調定年月	使用水量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	納入年月日
年 月				年 月 日
合 計				
上記のとおり収納されていることを証明します。				
年 月 日				
甲府市上下水道事業管理者				

第72号様式の次に次の1様式を加える。

第72号様式の2

郵便はがき 料金後納 郵便	甲府市上下水道局 水道料金等 口座振替済のお知らせ		
	お客様番号		
	給水先住所 (水道使用場所)		
	お客様名	様	
ご指定口座			
金融機関名	支店名	*****	
口座番号	*****	種別	***
口座名義	*****		
調定年月	年 月		
振替金額	円		
甲府市上下水道局からのお知らせ 重要			
上記の金額を 年 月 日に ご指定の口座から振替させていただきましたので お知らせします。			
甲府市上下水道局 〒 400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号： 055-228-3311 営業時間： 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。) 発行日 年 月 日			
点線部を尖印の方に折り曲げてからゆきつりはがしてください。			

第74号様式（その7）を次のように改める。

第74号様式（その7）

郵便はがき 料金後納 郵便	甲府市上下水道局 水道料金等 再振替のお知らせ		
	お客様番号		
	給水先住所 (水道使用場所)		
	お客様名	様	
ご指定口座			
金融機関名	支店名	*****	
口座番号	*****	種別	***
口座名義	*****		
調定年月	年 月		
振替金額	円		
再振替日	年 月 日		
甲府市上下水道局からのお知らせ 重要			
上記の金額が残高不足により振替できません。 再振替日前日までにご指定口座に入金をお願いします。			
甲府市上下水道局 〒 400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号： 055-228-3311 営業時間： 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。) 発行日 年 月 日			
点線部を尖印の方に折り曲げてからゆきつりはがしてください。 ※このお知らせでは、水道料金等を納めることはできません。			

第89号様式の次に次の5様式を加える。

第90号様式（その1）

年 月 日											
〒											
様											
(お客様番号)											
クレジット払い停止のお知らせ											
次に記載された測定年月分のクレジット払いについて、今回クレジットカード会社に請求することができませんでした。 つきましては、同封されている納入通知書でお支払いいただきますようお願いいたします。											
<table border="1"><tr><td>お客様番号</td><td></td></tr><tr><td>給水先住所 (水道使用場所)</td><td></td></tr><tr><td>お客様名</td><td>様</td></tr><tr><td>測定年月</td><td>年 月</td></tr><tr><td>備 考</td><td>登録番号： 本人確認用番号：</td></tr></table>		お客様番号		給水先住所 (水道使用場所)		お客様名	様	測定年月	年 月	備 考	登録番号： 本人確認用番号：
お客様番号											
給水先住所 (水道使用場所)											
お客様名	様										
測定年月	年 月										
備 考	登録番号： 本人確認用番号：										
今後のお支払い方法につきましては、納入通知書でのお支払いとなります。新たなクレジットカードでのお支払いや口座振替をご利用いただく場合には、別途お申し込みが必要になります。 なお、クレジット払いをご利用いただけなかった理由につきましては、直接クレジットカード会社にお問い合わせください。											
【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)											

第90号様式（その2）

年 月 日							
〒							
様							
(お客様番号)							
クレジット払い停止のお知らせ							
現在、水道料金等のお支払いにご利用いただいているクレジットカードについて、カード会社による有効性の確認が取れませんでした。 このため、次に記載のある給水先住所でお使いの水道料金等について、ご登録されているクレジットカードはご利用いただけませんのでお知らせいたします。							
<table border="1"><tr><td>お客様番号</td><td></td></tr><tr><td>給水先住所 (水道使用場所)</td><td></td></tr><tr><td>お客様名</td><td>様</td></tr></table>		お客様番号		給水先住所 (水道使用場所)		お客様名	様
お客様番号							
給水先住所 (水道使用場所)							
お客様名	様						
今後のお支払い方法につきましては、納入通知書でのお支払いとなります。新たなクレジットカードでのお支払いや口座振替をご利用いただく場合には、別途お申し込みが必要になります。 なお、クレジットカードの有効性につきましては、直接クレジットカード会社にお問い合わせください。							
【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)							

第90号様式（その3）

年 月 日													
〒													
様													
(お客様番号)													
クレジット払い停止のお知らせ													
<p>次に記載された測定年月分のクレジット払いについて、今回クレジットカード会社に請求することができませんでした。</p> <p>つきましては、同封されている納入通知書でお支払いいただけますようお願いいたします。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">停止理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お客様番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水先住所 (水道使用場所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お客様名</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>測定年月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>登録番号： 本人確認番号：</td> </tr> </table>		停止理由		お客様番号		給水先住所 (水道使用場所)		お客様名	様	測定年月	年 月	備考	登録番号： 本人確認番号：
停止理由													
お客様番号													
給水先住所 (水道使用場所)													
お客様名	様												
測定年月	年 月												
備考	登録番号： 本人確認番号：												
<p>なお、今後のお支払い方法につきましては、引き続きクレジット払いをご利用いただけます。</p>													
<p>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</p>													

第91号様式（その1）

年 月 日																												
〒																												
様																												
(お客様番号)																												
<p>甲府市上下水道事業管理者</p>																												
<p>過誤納金還付通知書</p>																												
<p>次のとおり、水道料金等に過誤納金がございましたのでお知らせいたします。 「過誤納金還付請求書」に記入後、切り取りのうえ、窓口内に同時に封筒にて返送してください。 ※「過誤納金還付請求書」に必要事項をご記入の上、押印してください。</p>																												
<p>1. 還付金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年11月</td> <td style="width: 15%;">水道料金(円) うち消費税相当額(10%)</td> <td style="width: 15%;">下水道使用料(円) うち消費税相当額(10%)</td> <td style="width: 15%;">督促手数料(円)</td> <td style="width: 15%;">合計金額(円)</td> </tr> <tr> <td>没収済額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未支給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>過誤納額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年11月	水道料金(円) うち消費税相当額(10%)	下水道使用料(円) うち消費税相当額(10%)	督促手数料(円)	合計金額(円)	没収済額					未支給額					過誤納額											
年11月	水道料金(円) うち消費税相当額(10%)	下水道使用料(円) うち消費税相当額(10%)	督促手数料(円)	合計金額(円)																								
没収済額																												
未支給額																												
過誤納額																												
<p>2. 還付理由 3. お客様番号 給水先住所 (水道使用場所) お客様名</p>																												
<p>甲府市上下水道局 本道事業会計 16890020001288</p>																												
<p>【問い合わせ先】 甲府市上下水道局サービスセンター 〒400-0046 小型標準封筒下石田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)</p>																												
<p>きりとり欄</p>																												
<p>過誤納金還付請求書</p>																												
<p>年 月 日 に通知のあった、水道料金等の払い戻しについては、次の方法により手続きを依頼します。</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">ご契約者名</td> <td style="width: 15%;">種</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1)・ごみくずれがに○印をお願いします。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 今後の本道料金等へ充当する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2. 次の日曜に振り込む。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">貯留場所名</td> <td style="width: 15%;">支店名</td> <td style="width: 15%;">電話番号</td> </tr> <tr> <td>提出日</td> <td>1. 普通 2. 当座</td> <td>(支店番号)</td> </tr> <tr> <td>月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>白樺名義</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話番号</td> <td>(支店番号)</td> </tr> </table>		年 月 日	ご契約者名	種	(1)・ごみくずれがに○印をお願いします。)			1. 今後の本道料金等へ充当する。			2. 次の日曜に振り込む。			貯留場所名	支店名	電話番号	提出日	1. 普通 2. 当座	(支店番号)	月日			白樺名義			住所	電話番号	(支店番号)
年 月 日	ご契約者名	種																										
(1)・ごみくずれがに○印をお願いします。)																												
1. 今後の本道料金等へ充当する。																												
2. 次の日曜に振り込む。																												
貯留場所名	支店名	電話番号																										
提出日	1. 普通 2. 当座	(支店番号)																										
月日																												
白樺名義																												
住所	電話番号	(支店番号)																										
<p>お客様番号 お客様名 給水先住所 (水道使用場所)</p>																												

第91号様式（その2）

年月日						
平						
様						
(お客様番号) (印)						
市上下水道事業管理部						
過誤納金充当通知書						
過誤納金につきまして、次の料金に充当いたしました。 ご不明な点がございましたらお手数ですがお問い合わせください。						
過誤納金	調定年月	調定期額(円)	以前済額(円)	過誤納額(円)		
	年月					
充当先	お客様番号	調定年月	調定期額(円)	以前済額(円)	充当額(円)	不足額(円)
		年月				
		年月				
		年月				
【問い合わせ先】 市上下水道局サービスセンター 電話番号：060-0016 山梨県甲府市下高田二丁目23番1号 電話番号：055-228-3311 受取時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、午後5時以降を除きます。)						

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図面は甲府市上下水道局工務部工務総室計画課において縦覧に供する。

令和6年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

負担区の名称	令和6年度賦課対象住所地番
市街化調整区域負担区	下積翠寺町433-1、435、408、 700-1 上積翠寺町14-1 小瀬町1333-2、1333-3、 1333-5、1333-6、1333-7、 1333-8、1333-10、1355-3、 1355-4、1356-1、1356-2、 1356-3、1356-5、1357-1、 1357-2、1357-3 古府中町3637-1
中道負担区	下曾根町1200-1、1367、 1377-1、1366-1、43、44-1、 47-1、47-2 下向山町4194、4201-2

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市上下水道局サービスセンター業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

1 委託する相手方

東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社
代表取締役社長 玉木 孝一

2 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 開栓・閉栓等受付及び転居精算業務
- (2) 検針業務
- (3) 調定及び調定更正業務
- (4) 口座振替業務
- (5) コンビニエンスストア等収納業務
- (6) クレジットカード収納業務
- (7) 納入通知書発送業務
- (8) 滞納整理業務
- (9) 給水停止業務
- (10) 収納証明書発行業務
- (11) 電子計算処理業務
- (12) 給排水等業務に関する届出書入力業務
- (13) お知らせ等発行業務
- (14) 宅地内簡易漏水調査業務
- (15) 公金窓口収納業務
- (16) 総合案内及び電話交換業務
- (17) ボトルドウォーター甲府の水の販売業務
- (18) 上下水道局スポーツ施設の使用受付業務
- (19) 井戸水用メーター等指針読み取り業務
- (20) 検定満期等に伴う水道メーター管理業務
- (21) 水道メーター上流等簡易漏水調査業務
- (22) 地図情報管理システムによる上下水道施設情報の提供及び配管図の交付業務

- (23) 私設消火栓の管理指導業務
- (24) 上記業務に附帯する業務等

甲府市上下水道局告示第21号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年4月19日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号 | 下水-14号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市公共下水道基本（全体）・事業計画策定業務委託 |
| (3) 業務内容 | 特記仕様書による |
| (4) 履行期間 | 特記仕様書による |
| (5) 履行場所 | 特記仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「建設コンサルタント下水道部門」で登録されている者であること。
- (2) 仕様書に定める技術者を適正に配置できる者であること。
- (3) 同種又は類似業務の実績がある者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和6年4月19日（金）～令和6年4月30日（火）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話055-228-3436

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年4月19日（金）～令和6年4月30日（火）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話055-228-3436

※郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月22日（水） 午後2時

(2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室

甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社・公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

なお、契約者に代わって自ら当該業務の完成を保証する資格及び能力を有する契約保証人を立てること。

(4) 説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第22号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

指定年月日	令和6年4月22日
指定番号	第255号
指定店名	株式会社 レンサエンジニアリング
所在地	甲府市朝氣二丁目1番22号
代表者氏名	武井 堅二

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和6年4月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

指定番号	第483号
指定業者名	W E E D 株式会社
所在地	甲斐市西八幡2750番地1-202
代表者	清水 真妃

甲府市上下水道局告示第24号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和6年4月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

指定番号	第431号
指定業者名	清水設備
所在地	甲斐市竜王2262
代表者	清水 真妃

甲府市上下水道局告示第25号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図面は甲府市上下水道局工務部工務総室計画課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

負担区の名称	令和6年度賦課対象住所地番
市街化調整区域負担区	上阿原町799-5 上今井町1626-2 上町554-1、400-1、 1450-1 川田町521-1、522-1、523-1、 527-2、521-6、569-1、 570-1、571-1、571-3、 572-1、572-3、574-1、 574-3、568-1、567-1、 567-3、736-1、784-1、 784-7、784-6、784-11、 802-5、802-16 小瀬町1119-2、1119-3、 1119-5、1119-6、1119-7、 1119-8、1119-10、 1119-11、1119-12、 1119-13、1119-14、 1126-5、1126-13、 1126-15、1126-16、 1353-1 下今井町38-1、38-8、38-9、 38-10 中町442-1、444-1、444-5 七沢町503-13 西下条町1352-1の一部、1353-4 東下条町34-1

中道負担区

右左口町 2 1 4
上曾根町 3 3 6 8 - 6 6
上向山町 1 0 3 5 - 4、
下曾根町 4 2、 3 9 2、 3 9 5、 3 9 6、
3 9 8、 1 3 8 6 - 1、 1 1 3 1 - 1、
1 1 3 2 - 1、 1 1 3 3 - 1、 1 1 3 3 - 2、
1 1 3 4 - 1、 1 1 3 4 - 2、
1 1 3 4 - 3
白井町 5 4 5 - 1
中畠町 2 2 8 - 1、 2 2 8 - 2、 2 2 8 - 3

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部活動規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月24日

甲府市災害対策本部長
甲府市長 橋口雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程(昭和39年8月災害対策本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

「

「

行政経営部
(行政経営
部長)
議会局長は、
行政経営部
長を補佐す
る。

総務部
(総務部長)
議会局長は、
総務部長を
補佐する。

を

に、

別表第1 行政経営部の項中

」

」

「

「

行政経営總
室
(行政経営
總室長)

を

總務總室
(總務總室
長)

に改め、同表行政経営部、行政經

」

」

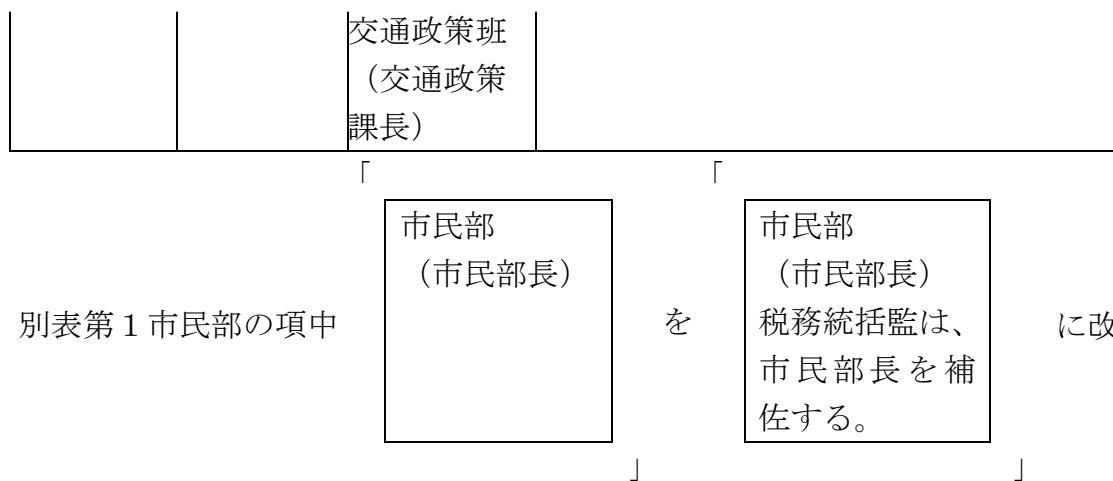
當總室、行政経営班の項を削り、同表行政経営部、人事管理室、研修厚生班の項を次のように改める。

人材マネジメント班
(人材マネジメント課
長)

- | |
|------------------|
| 1 職員の健康管理に関する事。 |
| 2 部内各班への応援に関する事。 |

別表第1企画財務部の項を次のように改める。

企画部 (企画部長) リニア交通政策監は、企画部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 各部との連絡に関すること。 4 受援(部内)に関すること。
		政策班 (政策課長)	部内各班への応援に関すること。
		自治体連携班 (自治体連携課長)	
財政経営室 (財政経営室長)		地域デザイン班 (地域デザイン課長)	
		財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関すること。 2 その他災害の経理に関すること。 3 部内各班への応援に関すること。
		SDGs推進班 (SDGs推進課長)	部内各班への応援に関すること。
リニア交通室 (リニア交通室長)		財産活用班 (財産活用課長)	
		リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 交通関係機関との連絡調整に関すること。
		リニアまちづくり推進担当課長班 (リニアまちづくり推進担当課長)	



め、同表市民部、市民協働室の項を次のように改める。

市民協働室 (市民協働 室長)	協働推進班 (協働推進課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関するこ と。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関するこ と。
	協働支援班 (協働支援課長)	災害ボランティアの支援に関するこ と。
税務管理室 (税務管理 室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関するこ と。 2 署名台帳の作成及び署名証明書の交付に 関すること。
	資産税班 (資産税課長)	
	収納推進班 (収納推進課長)	

別表第1 福祉保健部の項を次のように改める。

福祉部 (福 祉 部 長)	福祉総室 (福祉総室 長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する こと。 2 部内の庶務に関するこ と。 3 部の管理に属する施設等への応急対 策の指示及び被災状況のとりまとめに 関すること。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応 急対策に関するこ と。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に 関すること。 6 食料・生活必需物資の調達・配達・
---------------------	---------------------	-------------------	--

			<p>配分に関すること。</p> <p>7 義援金の受付及び配分計画に関する こと。</p> <p>8 受援（部内）に関すること。</p>
	指導監査班 (指導監査 課長)		部内各班への応援に関すること。
福祉支援室 (福祉支援 室長)	生活福祉班 (生活福祉 課長)		部内各班への応援に関すること。
	障がい福祉 班 (障がい福 祉課長)	1 避難行動要支援者等に関する こと。 2 福祉避難所の開設に関する こと。	
	長寿介護班 (長寿介護 課長)		
	健康保険班 (健康保険 課長)		部内各班への応援に関すること。
会計室 (会計室 長)	会計班 (会計室 長)	1 部内各班への応援に関する こと。 2 義援金の受け入れに関する こと。	
保健衛生部 (保健衛生 部長)	保健衛生總 室 (保健衛生 總室長)	総務班 (総務課 長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関する こと。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 各部との連絡に関すること。</p> <p>4 受援（部内）に関すること。</p>
		健康政策班 (健康政策 課長)	<p>1 市保健医療教護対策本部の設置・運 営及び庶務、対策本部会議の招集・開 催に関すること。</p> <p>2 市保健医療教護対策本部職員及び医 療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、 通信管理に関すること。</p> <p>3 災害医療情報等の広報、周知に関する こと。</p>

		4 その他災害管理機関等との調整・涉外に関すること。
医療介護連携担当課長班 (医療介護連携担当課長)		部内各班への応援に関すること。
地域保健班 (地域保健課長)		<p>1 医療機関等への訪問調査に関すること。</p> <p>2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</p> <p>3 医療救護所の設置に関すること。</p> <p>4 医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</p> <p>6 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</p> <p>7 避難所の医療ニーズ調査等の代行に関すること。</p> <p>8 その他災害時の対人保健に関すること。</p>
生活衛生室 (生活衛生室長)	精神保健班 (精神保健課長)	災害時の精神保健医療活動に関すること。
	母子健康班 (母子健康課長)	地域保健班の応援に関すること。
	医務感染症班 (医務感染症課長)	<p>1 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関すること。</p> <p>2 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関すること。</p> <p>3 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。</p> <p>4 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。</p>

		<p>こと。</p> <p>5 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。</p> <p>6 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。</p> <p>7 市三師会等関係団体との調整に関すること。</p> <p>8 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。</p> <p>9 医療救護所の設置に関すること。</p> <p>10 感染症・食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。</p> <p>11 その他災害医療関係の確保・調整に関すること。</p>
	衛生薬務班 (衛生薬務課長)	<p>1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。</p> <p>2 医療等専門ボランティアの募集窓口への協力に関すること。</p> <p>3 災害による遺体の処理に関すること。</p> <p>4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。 (動物園を除く)</p> <p>5 その他災害時の対物保健に関すること。</p>

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室、総務班の項の次に次のように加える。

子ども政策担当班 (子ども政策担当課長)	部内各班への応援に関すること。
-------------------------	-----------------

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室、母子保健班の項第1号中「福祉保健部地域保健班」を「福祉部地域保健班」に改める。

別表第1 環境部の項中

環境部	環境総室	環境部	環境総室
-----	------	-----	------

(環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、環境部長を補佐する。	(環境総室長) 環境対策室 (環境対策室長)	を	(環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、環境部長を補佐する。	(環境総室長)
---	------------------------------	---	---	---------

」

に改める。

別表第1 消防部の項を次のように改める。

消防部 (甲府地区広域行政事務組合消防長) 広域行政事務組合事務局長は、消防長を補佐する。	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
---	----------------------	------------------

別表第2 第二配備の項中「東海地震に関する調査情報（臨時）」を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」に改め、同表第三配備の項中「東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に改める。

別表第2(別紙その2)行政経営部の項中「行政経営部」を「総務部」に、「行政経営総室」を「総務総室」に改め、同表企画財務部の項中「企画財務部」を「企画部」に改め、同表市民部の項を次のように改める。

市民部 (税務統括監を含む。)	市民総室・市民協働室・税務管理室	総務課・協働推進課・中道支所・上九一色出張所・市民税課・資産税課・収納推進課
--------------------	------------------	--

別表第2(別紙その2)福祉保健部の項を次のように改める。

福祉部	全室	全課
保健衛生部	全室	全課

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部活動規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月24日

甲府市地震災害警戒本部長
甲府市長 橋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程
甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程
第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言」を「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」に、「東海地震に関する調査情報(臨時)」を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」に改める。

第10条中「東海地震に関する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報の発表、警戒宣言」を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」に改める。

別表第1 行政経営部の項中

行政経営部
(行政経営
部長)
議会局長は、
行政経営部
長を補佐す
る。

総務部
(総務部長)
議会局長は、
総務部長を
補佐する。

「」 「」

行政経営総室 (行政経営)	を	総務総室 (総務総室 長)
------------------	---	---------------------

に改め、同表行政経営部、行政経

総室長)

」

営総室、行政経営班の項を削り、同表行政経営部、人事管理室、研修厚生班の項を次のように改める。

人材マネジメント班 (人材マネジメント課 長)	1 職員の健康管理に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
-------------------------------	-------------------------------------

別表第1企画財務部の項を次のように改める。

企画部 (企画部 長) リニア交通 政策監は、 企画部長を 補佐する。	企画総室 (企画総室 長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する 事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援(部内)に関する事。
		政策班 (政策課 長)	部内各班への応援に関する事。
		自治体連携 班 (自治体連 携課長)	
		地域デザイ ン班 (地域デザ イン課長)	
財政経営室 (財政経営 室長)	財政班 (財政課 長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。 3 部内各班への応援に関する事。	
	SDGs推進班 (SDGs推進 課長)	部内各班への応援に関する事。	
	財産活用班 (財産活用 課長)		
リニア交通 室 (リニア交	リニア政策 班 (リニア政	1 部内各班への応援に関する事。 2 交通関係機関との連絡調整に関する 事。	

通室長)	策課長) リニアまち づくり推進 担当課長班 (リニアま ちづくり推 進 担 当 課 長)
	交通政策班 (交通政策 課長)

別表第1 市民部の項目

市民部
(市民部長)

市民部
(市民部長)
税務統括監は、
市民部長を補
佐する。

め、同表市民部、市民協働室の項を次のように改める。

市民協働室 (市民協働室長)	協働推進班 (協働推進課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関するこ と。
	協働支援班 (協働支援課長)	災害ボランティアの支援に関するこ と。
税務管理室 (税務管理室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関するこ と。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に 関すること。
	資産税班 (資産税課長)	
	収納推進班 (収納推進課長)	

別表第1 福祉保健部の項を次のように改める。

福祉部 (福祉部長)	福祉総室 (福祉総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。 6 食料・生活必需物資の調達・配達・配分に関すること。 7 義援金の受付及び配分計画に関すること。 8 受援(部内)に関すること。
	指導監査班 (指導監査課長)		部内各班への応援に関すること。
福祉支援室 (福祉支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)		部内各班への応援に関すること。
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者等に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。
	長寿介護班 (長寿介護課長)		
	健康保険班 (健康保険課長)		部内各班への応援に関すること。
	会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関すること。 2 義援金の受け入れに関すること。
保健衛生部 (保健衛生室)	保健衛生総室	総務班 (総務課)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。

部長)	(保健衛生 長) 総室長)	2 部内の庶務に関すること。 3 各部との連絡に関すること。 4 受援（部内）に関すること。
	健康政策班 (健康政策 課長)	1 市保健医療救護対策本部の設置・運 営及び庶務、対策本部会議の招集・開 催に関すること。 2 市保健医療教護対策本部職員及び医 療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、 通信管理に関すること。 3 災害医療情報等の広報、周知に関する こと。 4 その他災害管理機関等との調整・涉 外に関すること。
	医療介護連 携担当課長 班 (医療介護 連携担当課 長)	部内各班への応援に関すること。
	地域保健班 (地域保健 課長)	1 医療機関等への訪問調査に関するこ と。 2 医療依存度の高い難病患者等の安否 確認・対応に関すること。 3 医療救護所の設置に関すること。 4 医療救護班の指揮に関すること。 5 巡回健康相談チームの編成・派遣に に関すること。 6 感染症、食中毒等防止対策の指導、 実施に関すること。 7 避難所の医療ニーズ調査等の代行に に関すること。 8 その他災害時の対人保健に関するこ と。
	生活衛生室 (生活衛生 室長)	精神保健班 (精神保健 課長)

	母子健康班 (母子健康 課長)	地域保健班の応援に関すること。
	医務感染症 班 (医務感 染症課長)	<p>1 県、市災害対策本部及び他の地区保 健医療救護対策本部、関係機関との連 携に関すること。</p> <p>2 医療、災害情報などの収集、伝達、 記録（クロノロジー）に関するこ と。</p> <p>3 EMISを活用した、現地情報・医療機 関等の情報収集・分析に関するこ と。</p> <p>4 医療スタッフ等の派遣要請に関する こと。</p> <p>5 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コー ディネーターの受入れの県との協議に に関するこ と。</p> <p>6 透析等特殊医療の情報収集・対応に に関するこ と。</p> <p>7 市三師会等関係団体との調整に に関するこ と。</p> <p>8 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制 の確保・調整及び搬送支援に関するこ と。</p> <p>9 医療救護所の設置に関するこ と。</p> <p>10 感染症・食中毒等防止対策の指 導・実施に関するこ と。</p> <p>11 その他災害医療関係の確保・調整 に関するこ と。</p>
	衛生薬務班 (衛生薬務 課長)	<p>1 医薬品、医療資機材等の調達・調 整・搬送体制の確保に関するこ と。</p> <p>2 医療等専門ボランティアの募集窓口 への協力に関するこ と。</p> <p>3 災害による遺体の処理に関するこ と。</p> <p>4 特定動物の被害状況及び逸走有無の 把握と危害防止対応に関するこ と。 (動物園を除く)</p>

5 その他災害時の対物保健に関すること。

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室、総務班の項の次に次のように加える。

子ども政策担当班 (子ども政策担当課長)	部内各班への応援に関するこ と。
-------------------------	---------------------

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室、母子保健班の項第1号中「福祉保健部地域保健班」を「福祉部地域保健班」に改める。

別表第1 環境部の項中

「	環境部 (環境部長) 甲府・峡東地 域ごみ処理 施設事務組 合事務局長 は、環境部長 を補佐する。	環境総室 (環境総室長) 環境対策室 (環境対策室 長)	」	「	環境部 (環境部長) 甲府・峡東地 域ごみ処理 施設事務組 合事務局長 は、環境部長 を補佐する。	環境総室 (環境総室長)	」
			を				

に改める。

別表第1 消防部の項中を次のように改める。

消防部 (甲府地区広 域行政事務組 合消防長) 広域行政事務 組合事務局長 は、消防長を 補佐する。	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消 防団は、 消防部に 属する。
---	----------------------	------------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

任免辞令

(市長事務部局)

塚 原 工

甲府市監査委員に選任する
常勤とする

深 澤 勲

甲府市固定資産評価審査委員会委員
甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する

伊 従 雅 之

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室デジタル推進課主任を命ずる

橋 田 育 美

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部契約管財室契約課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31 日までとする

初鹿野 臨 機

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室総務課主事を命ずる

市 川 あゆみ

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室総務課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31 日までとする

三 枝 将 人
田部井 太 陽
岡 田 ひなた
小宮山 美 夏

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる

張 英 美

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする

小林千智
志村奈美

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室市民税課主事を命ずる

八巻翔

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室資産税課主任を命ずる

望月宏樹

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室資産税課主任を命ずる

坂本稜
保坂怜央

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室収納推進課主事を命ずる

花田悠太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室収納推進課主任を命ずる

遠山友恵

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉総室総務課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする

星野雄太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉総室指導監査課主任を命ずる

加賀美 直 希
川 村 玲 太
遠 藤 健 太

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室生活福祉課主事を命ずる

小 野 なぎさ

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室生活福祉課主任を命ずる

杉 浦 はるか
野 田 竜 三

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室障がい福祉課主事を命ずる

石 原 悠 里

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室障がい福祉課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする

赤 坂 若 菜
長 田 拓 也
渡 邊 良 樹
谷 内 亮 麽
上 村 政 博

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室長寿介護課主事を命ずる

山 川 朋 夏

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
福祉部福祉支援室長寿介護課主事を命ずる

小山田 結
梅 田 夏乃子

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室健康保険課主事を命ずる

小島令嗣

技術職員に採用する
医師を命ずる
保健衛生部室長を命ずる

永倉真紀

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
保健衛生部保健衛生総室長を命ずる

塩谷萌
横川美奈子
伊藤理咲
松井利恵

(各通)

技術職員に採用する
保健師を命ずる
保健衛生部保健衛生総室地域保健課技師を命ずる

山口貴恵
長田陽奈

(各通)

技術職員に採用する
管理栄養士を命ずる
保健衛生部保健衛生総室地域保健課技師を命ずる

宮本和恵

技術職員に採用する
管理栄養士を命ずる
保健衛生部保健衛生総室地域保健課技師を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする

植木星空

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
保健衛生部生活衛生室精神保健課主事を命ずる

川崎由季

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる
保健衛生部生活衛生室精神保健課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする

石川 貴 將
加藤 麻 絵
忠鉢 美理

(各通)
技術職員に採用する
獣医師を命ずる
保健衛生部生活衛生室衛生薬務課技師を命ずる

高野 航

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども応援課主事を命ずる

関本台道
望月美南

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる

三澤知恵

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする

堀川航太郎

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

野沢 想

事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

山本美香
矢巻純子
小池明日薰
丹澤晴美

山 岸 恵 美
桑 原 真 理
向 井 苗 菜
岡 部 優 菜

(各通)

事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月31日までとする

大 塩 理 沙
塚 田 萌々子

(各通)

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

石 井 郁 夏

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月31日までとする

清 水 悠 仁

技術職員に採用する
化学職を命ずる
環境部環境総室環境保全課技師を命ずる

三 澤 颯 太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
産業部産業総室総務課主事を命ずる
任期は令和 9年 3月31日までとする

伊 従 優 里

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
産業部商工観光室観光課主事を命ずる

山 口 清一郎

技術職員に採用する
農業職を命ずる
産業部農林振興室農政課技師を命ずる

佐野研一

技術職員に採用する
農業職を命ずる
産業部農林振興室就農支援課長を命ずる

加藤康志郎

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち開発室都市計画課主任を命ずる

波切来盛

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室都市整備課技師を命ずる

武川佑太

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室道路河川課技師を命ずる

依田宏貴

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部消化器内科医長を命ずる

谷本裕太

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

塙原勇

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部外科医長を命ずる

安留道也

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部外科長を命ずる

荻原剛
小野秀隆

技術職員に採用する
医師を命ずる

市立甲府病院診療部整形外科医師を命ずる

武 藤 竜 也

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部泌尿器科医師を命ずる

佐 藤 彩 可

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部耳鼻咽喉科医師を命ずる

山 田 隆 彦

技術職員に採用する

歯科医師を命ずる

市立甲府病院診療部歯科口腔外科医長を命ずる

加賀美 日向子

技術職員に採用する

臨床検査技師を命ずる

市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

小 泉 宗一郎
祢 津 紗 英
三 井 千 雪

(各通)

技術職員に採用する

薬剤師を命ずる

市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

今 井 千 夏 保 花 夏 香 椰 陽 織 美 香
野 澤 美 由 穂 萌 紗 百 隆 陽 織 美 香
埴 原 穂 萌 紗 百 隆 陽 織 美 香
大 木 山 邊 紗 百 隆 陽 織 美 香
中 中 田 原 久 保 寺 清 水 太 香 和 美 香
原 久 保 寺 清 水 太 香 和 美 香
今 井 千 夏 保 花 夏 香 椰 陽 織 美 香
野 澤 美 由 穂 萌 紗 百 隆 陽 織 美 香
埴 原 穂 萌 紗 百 隆 陽 織 美 香
大 木 山 邊 紗 百 隆 陽 織 美 香
中 中 田 原 久 保 寺 清 水 太 香 和 美 香
原 久 保 寺 清 水 太 香 和 美 香

(各通)

技術職員に採用する

看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

中 村 莉 奈

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
市立甲府病院総合相談センター総合相談室主事を命ずる

後 藤 大 亮

技術職員に採用する
電気職を命ずる
市立甲府病院事務局病院事務総室総務課技師を命ずる

浅 利 賢 子

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする
教育委員会に出向させる

保 延 健 太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
教育委員会に出向させる

佐 藤 由 貴

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
任期は令和 9年 3月 31日までとする
教育委員会に出向させる

松 本 健
都 築 舞
滝 沢 実

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

大 瀧 侑 磨

技術職員に採用する
電気職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

志 村 恭 輔

技術職員に採用する
機械職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 令和 6年 4月 1日

保健衛生部 生活衛生室 衛生薬務課 主任 中澤 奈緒子
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6年 4月 30日

(教育委員会)

大森 豊

事務職員に採用する
教育主事を命ずる
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

大森 順
和地 繁

(各通)

事務職員に採用する
指導主事を命ずる
教育部教育総室学校教育課係長を命ずる

以 上 発 令 日 令和 6年 4月 1日